

# 大曼荼羅儀相の研究

鹽田義遜

## 前篇 總論

- 一、曼荼羅の起源
- 二、法華三部と曼荼羅
- 三、遺文に見ゆる教觀本尊
- 四、始顯曼荼羅の意義
- 五、三國未曾有の深義
- 六、儀相と五期の分類
- 七、遺文、曼荼羅に於ける諸尊と讚文
- 八、前後二期と綜合三期

## 後篇 各論

- 一、佛部の諸尊
- 二、中尊首題と兩尊との關係
- 三、境智冥合と佛界緣起
- 四、蓮華部の諸尊
- 五、金剛部の諸尊
- 六、四天王と二明王
- 七、通別の讚文
- 八、曼荼羅に於ける花押
- 九、圖顯曼荼羅の意義

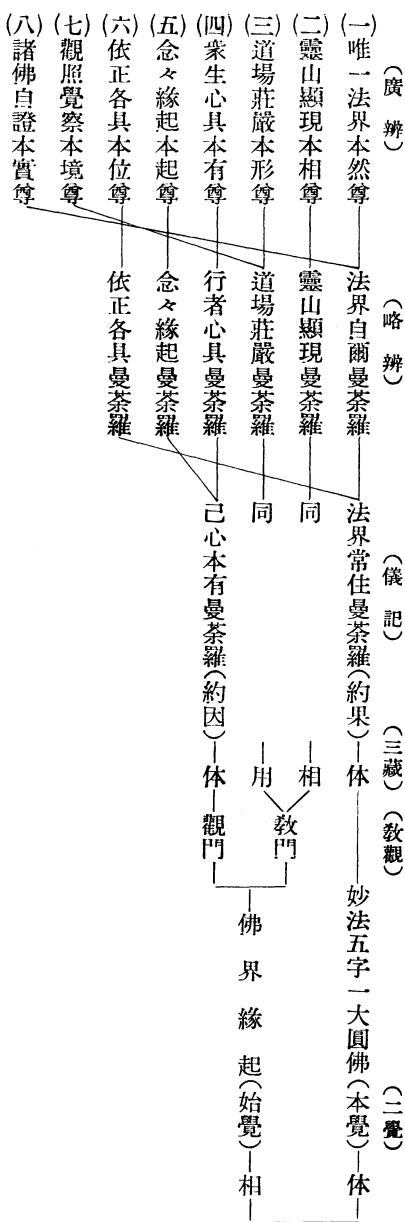
## 前篇 總論

### 一、曼荼羅の起源

曼荼羅は汎く之をいへば佛教の行門に於ける一對象であつて、諸經に於ても必ずや何等かの形式を以て之を説いて居るのである。併し正しく之を説示したのは眞言密教といはねばならぬ。輝師が略辨に「曼荼羅は密經より出で眞言家の法也」と説いたのはこれがためである。勿論法華經にも曼荼羅が説かれてあり、且つ宗祖が三秘の隨一の本門の

本尊として大曼荼羅を圖顯せられたことは、純正宗學の立場からは我が大曼荼羅は、正しく法華經の所明なることはいふ迄もないが、況く佛教思想史の上から見る時は、保田妙本寺の大目相承譜や、金澤本の理性院血脈（「法華」二三の四號拙稿参照）や、妙法尼御返事に於ける高野遊學の記事（一七七〇）等からして、鎌倉遊學已來二十余年の修學中には、眞言事相の相承のあつたことは否み難い所である。又略辨が「祖師彼を用て法華經の大曼荼羅を製作し給也」とは、思想史的一面を示したものであらう。

由來曼荼羅は眞言の性相たる六大・四曼・三密の体相用三義の中、自ら第二相大に當るのである。輝師は大曼荼羅に對して「廣辨」<sup>三五</sup>には八名、「略辨」<sup>下三</sup>には六名、「禮誦儀記」<sup>廿一</sup>には四名等種々の名稱を附して居るが、これ等は廣略の相違で左の如く曼荼羅の体相用に約する義立に外ならぬのである。その中廣辨は本尊の名に依り、略辨と儀記とは曼荼羅の名に依つて之を示して居るが、今これを圖表にすれば左の如くである。



右の如く廣辨の八名も畢竟儀記の四名に外ならぬのであるが。その四名の体に當る中の法界常住と己心本有とは、孰れも体ではあるが前者は本覺果位に於ける一大圓佛を表し、後者は始覺因位觀門本尊の体たる行者己心に約したる佛界緣起の曼荼羅である。これと相用の二教門曼荼羅の三は、共に始覺の重に於ける佛界緣起の曼荼羅で、これ前の法界常住の一大圓佛の体に對すれば共に相であり、また起信論の二覺と同意である。而して今の相に於ける教觀二門と体相用三義との配當も、これ一往の配當であつて再往は二門に体相用のあることはいふ迄もない。但三義の中体の己心本有は觀門に親しく、相の靈山顯現と用の道場莊嚴との二は教門に親しいのである。而してその根本の体は妙法五字を以て顯はされたる、一大圓佛たる法界常住尊に外ならぬのである。かくて今述べんとするのはその体の一大圓佛の法体論たる教觀の問題でなく、又用の修行論でもなく正しくその相たる佛界緣起の諸尊に就ての形相論である。而し乍ら体相具足し始めて眞の形相であり、修行の正境たることは、輔行一に

縱便發心不眞實者、緣於正境一功德猶多、乃至故知若非正境一、縱無妄僞亦不成種。(一、四三)  
とある如くである。

斯の如き我が大曼荼羅は純正宗學より見る時は、始顯の讚文に明かなる如く、『御滅後二千二百二十余年未曾有日蓮始圖之』と遊ばされたる如く、これ法華本門の開顯に依る本化別頭、神力別付の大法である。而し乍ら若し佛教史上より見る時は、佛教學中眞言密教の最も特長とする所であつて、法華曼荼羅の最初も法華註家中天台の六祖荊溪(七七二)と、粗ぼ同時代に出でたる眞言の不空(七七五)の觀智儀軌を推さねばならぬ。即ち法華曼荼羅もその眞言の法華法の曼荼羅を出發点として、宗祖の所謂「傳教大師の師子身中の三虫」たる慈覺、智證、安然に依て次第に法華宗化され、講演法華儀より蓮華三昧經に見ゆる如く本門的傾向に向ひ、更に中古天台の本覺法門の搖籃期を経て、終に法

華深義に立脚したる宗祖の三秘の開顯となり、その隨一の本門本尊として大曼荼羅が圖顯せられたのである。輝師が三千論二に、

若至<sub>三</sub>叡山傳教<sub>一</sub>者、初正弘<sub>三</sub>實教<sub>一</sub>後却兼<sub>三</sub>藥師仁王眞言等<sub>一</sub>、蓋開權意耳、權實雜亂基本在此。(二一六)

と指摘せる如く、大師開權の意に徹せざりし故に雜亂となつたのである。然るに我等より見れば後世の本門開顯が密教にまで亘り、密教をも藥籠中に攝取して始めて三秘開顯となつたのである。されば傳教以後の所謂顯密雜亂は當時の天台其ものから見れば勿論雜亂であつたが、本門開顯の見地より見れば雜亂でなく攝取と解すべきである。斯くして曼荼羅思想は完全に法華の思想となり、此に本門の本尊として大曼荼羅が開顯せられたのである。これは開顯であつて模倣ではない、蓋し開顯とは思想史的意味を純正宗學的に解釋した語である。本尊得意鈔に妙樂の所謂「皮膚毛綵出<sub>三</sub>在衆典<sub>一</sub>」に依る『大綱成佛、網目不成佛』(三三)の判は、正しく純正宗學の根本原則になつて、讚文の三國未曾有の意も此の原則に依つた純正宗學的立脚である。

因に一言することは大曼荼羅と傳教大師との關係である、これに就ては現に輝師が「後却兼<sub>三</sub>藥師仁王眞言等<sub>一</sub>」蓋開權意耳」と述べし如く、大師が我が立つ杣の一乘止觀院、即ち後世の根本中堂の本尊に藥師如來を勸請したことは本尊鈔に、

傳教大師粗顯<sub>三</sub>示法花經實義<sub>一</sub>、雖<sub>レ</sub>然時未<sub>レ</sub>來之故建<sub>三</sub>立東方鵝王、不<sub>レ</sub>顯<sub>三</sub>本門四菩薩<sub>一</sub>、所詮爲<sub>三</sub>地涌千界<sub>一</sub>讓<sub>三</sub>與此<sub>一</sub>故也。(八九四)

とある如く、鵝王とは三十二相の中手足縵網相に約する佛の異名で、藥師の東方の佛なる故に今は藥師のことで、これ壽量品の大良醫の大藥師に對する東方小藥師に當るのであるが、此の藥師一尊ではなくして、日光月光並にその十

二願の表象十二神力の顯現たる十二神將、梵天、帝釋、四大天王を以てその脇士とし、又釋迦堂には大師一刀三體の作三尊如來の一なる釋迦如來とその脇士文殊普賢、梵天帝釋、四大天王を現に安置して居るが、これ傳教大師以來の形相とすれば、全く本尊鈔の

權大乘並涅槃、法華經迹門等釋迦、以<sub>二</sub>文殊普賢爲<sub>二</sub>脇士<sub>一</sub>、此等佛造<sub>二</sub>畫正像<sub>一</sub>未<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>壽量品佛<sub>一</sub>。(〇九四)

の文に見ゆる如くである。故にこれに依れば大師の曼荼羅式が大体迹門に依り、釋尊(藥師)を中尊とし、文殊普賢、梵天帝釋、日月四大天王を脇士として勸請せられたことが知られるし、又建治二年春頃の曼荼羅の第二段の左側に、十二神王を配したのも、小藥師の脇士を大藥師に配したと見れば、叡山に於ける大師の迹門中心の本尊様式が重大なる暗示となつて居ることを見逸してはならぬのである。此の点は法華曼荼羅史上重大なる意味を有するものであり、宗祖が大師を外相承の師と仰ぐ一要素である。故に是に就ての根本的的研究は後日を期するものである。又法華神道との交渉も一重要課題として考へねばならぬ。

## 二、法華三部と曼荼羅

今法華に就てその曼荼羅形相を見るに、宗祖の法華經は註法華經が法華三部を註し、本尊鈔の一代三段が法華三部十卷を正宗(〇九四)としたのに依て明らかなる如く、天台以後傳教智證等何れも三部一具として見たのに準ずるに、今の曼荼羅も法華三部十卷を所依とすべきである。又法華の註家は道生、光宅、天台等孰れも密教傳來前に屬する故に、曼荼羅的解釋は思想史上當然密教傳來後に屬すべきであるが、法華三部の經文上には自ら曼荼羅的形相が存するのである。

先づ開經たる無量義經に就て之を見るに、説法品第二に無量義の意を説いて

無量義者從<sub>二</sub>法<sub>一</sub>生、其<sub>一</sub>法者即無相、名爲<sub>二</sub>實相<sub>一</sub>、乃至善男子以<sub>二</sub>是義<sub>一</sub>故、能以<sub>二</sub>一身<sub>一</sub>示<sub>二</sub>百千萬億那由陀無量無數恒河沙身<sub>一</sub>、乃至是則諸佛不可思議甚深境界、非<sub>二</sub>乘所<sub>一</sub>知、安非<sub>二</sub>十地菩薩所<sub>一</sub>及、唯佛與<sub>レ</sub>佛乃能究了。

と述べ、この時空中より天華が降り、四方四維上下も亦然なりとあるが、一法身より無量身を顯現するは、これ一種の佛界緣起の曼荼羅の相である。

次に法華八卷に就ては、不空の儀軌を始めとして、法華系統の藝術は、悉く寶塔品の二佛並座の儀相依つて居ることとは、鑑眞の南都戒壇（佛全、一〇一、<sup>三</sup>）天武朝に於ける大和長谷寺の千佛銅版中の法華變相、その他雲崗の石窟の彫刻を始め、和漢各地の多寶塔等に見て明かである。故に古來法華曼荼羅といへば、一に寶塔品の儀相の如くに思はるゝに至つたのである。併し乍ら法華經中に曼荼羅の儀相を求むれば、序品最初に見ゆる靈山の儀相は、舍利弗等萬二千の聲聞、八萬の菩薩、二界八番の雜衆歡喜合掌一心觀佛と説き。又眉間白毫相の光は下阿鼻獄より、上阿迦尼吒天に至ると説けるは、これ一種の十界の曼荼羅である。

次に化城品には四方四維の阿閼より、釋迦に至る十六佛が、無量萬億の菩薩聲聞を眷屬とせりと説くは、これ一種の佛界緣起の四聖曼荼羅であり、更に寶塔品に至つて三變土田して、八方に於て各二百萬億那由陀の國を悉く清淨ならしめ、且つ

無<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>地獄餓鬼及阿修羅<sub>一</sub>、又移<sub>二</sub>諸天人<sub>一</sub>置<sub>二</sub>於他土<sub>一</sub>、乃至通爲<sub>二</sub>一佛國土<sub>一</sub>、寶地平正、再時大衆見<sub>二</sub>一如來<sub>一</sub>と説くに依れば、四惡趣なく且つ天人被移せられた淨土で、これ亦四聖歸命の曼荼羅である。以上は迹門の三曼荼羅である。

若し本門に至つては壽量品に

我實成佛已來無量無邊、百千萬億那由陀劫、乃至於是中間「我說燃燈佛等、乃至名字不同、年紀大小、六感示現の說に依れば、開目鈔に「法華經前後の諸大乘經に、一字一句もなく、應身報身の顯本はとかれず」(六七)とある如く、靈山の教主は無作三身如來と開顯せられ、又燃燈佛等とあるは、取意鈔に

「大日如來、阿彌陀如來、藥師如來等盡十方諸佛、我等本師教主釋尊所從也。」(一八)

と釋されし如く、釋迦一佛の顯本に依て開顯せられたる通一佛土の諸佛聚たる佛界緣起の儀相である。又神力品に於ける結要付屬の儀相、累品總付の儀相は何れも法華曼荼羅の一儀相である。

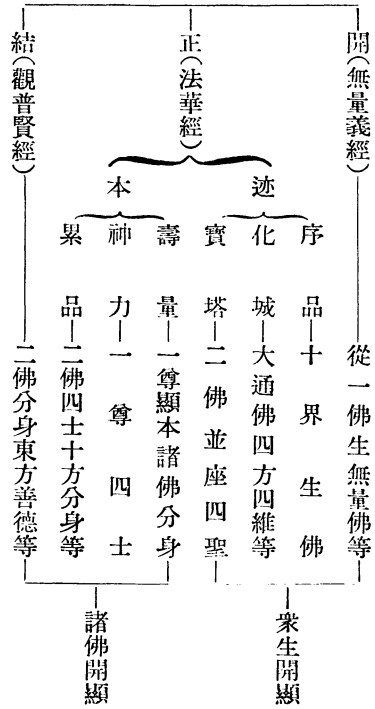
若し觀普賢經に於ては十方禮佛に依る懺悔の法を説き

南無釋迦牟尼佛、南無多寶佛塔、南無十方釋迦牟尼佛分身諸佛、作是語「已遍禮十方佛」、南無東方善德佛及分身諸佛。

等と説いて居るが、それ又一種の懺悔法の曼荼羅である。若し最初の釋迦を壽量顯本の佛とすれば、多寶塔内に二佛を認めねばならぬが、既に累品に

多寶佛塔、還可如故、説是語時、十方無量分身諸佛、及多寶佛並上行等乃至一切世間天人阿修羅等、聞佛所說皆大歡喜。

とあるに依れば、累品の教主と同じく應即法身本佛なることは、「釋迦牟尼佛名毘盧遮那遍一切處」の文に依ても明らかである。今如上の三部所顯の曼荼羅相を示さば左の如くである。



右の如く開經並に迹門は十界衆生の開顯を大綱とし、本門並に結經は十方諸佛の開顯を大綱とするのである。

然らば我が大曼荼羅孰れに相當するといへば、新尼御返事に

今此の御本尊は教主釋尊五百塵劫より心中にをさめさせ給ひて、世に出現させ給ひて四十余年、其後又法華經の中にも迹門ははせずぎて、寶塔品に事をこり、壽量品に説き顯し、神力屬累に事極まりしが(七)

とある如く、寶塔品の分身來集に起り、壽量品に開顯せられ、神力付屬に竟る本尊鈔に所謂「如し是本尊在世五十余年無し之、八年之間但限三八品」と説かれしものである。若し曼荼羅の諸尊に就て見れば、南無妙法蓮華經を寶號とする壽量所顯の本佛を中尊とし、兩側には寶塔品の二佛、涌出品の四大士、並に弘安已前には普賢經の東方善德佛、寶塔累品にも見ゆる十分身諸佛を第一段とし、第二段は法華に出づる文殊普賢等の迹化諸菩薩を始め九界諸尊を列ね第三段の鬼母、刹女並に兩側の四大天王は序品陀羅尼品に出づる所であるが、その他龍樹等三國の四依、天照八幡、



並に不動愛染の二明王等は、全く本門開顯の意に基いて曼荼羅の諸尊に列したのである。されば日女鈔には、爰に日蓮いかなる不思議にてや候らん、龍樹天親、天台傳教等だにも顯はし給はざる大曼荼羅を、末法二百余年の頃、はじめて法華弘通のはたじるとして顯はし奉るなり。是全く日蓮が自作にはあらず、多寶塔中の大牟尼世尊分身の諸佛よりかたきたる本尊なり(二三六)

と三國未有なると共に、本有の尊形なる所以を明かにし、更にその内容を詳説して

されば首題の五字は中央にかゝり、四大天王は寶塔の四方に坐し、釋迦多寶本化の四菩薩肩を竝べ、普賢文殊等、舍利弗日蓮等坐を屈し、日天月天、第六天の魔王、龍王、阿修羅其外不動愛染は南北の二方に陣を取り、惡逆の達多、愚痴の龍女一座をはり、三千世界の人の壽命を奪ふ惡鬼たる鬼子母神、十羅刹女等、總じては大小の神祇等体の神つらなる。其余の用の神豈にもるべきや。寶塔品に云く「接諸大衆、皆在虛空」云々。此等の佛菩薩大聖等、總じて序品列坐の二界八番の雜衆等一人もれず、此本尊の中に住し給ひ、妙法五字の光明にてらされて、本有の尊形となる、是を本尊とは申す也。

と序品列座を始めとして、顯密の諸尊、三國四依、天照八幡等十界悉く本佛の光明に照されて本有の尊形と開顯した壽量開顯の曼荼羅である。今の文に寶塔品の「接諸大衆、皆在虛空」と以て、本尊の依文とする如く曼荼羅は虛空會八品の儀相でもあるが若し御義口傳には壽量品の「時我及衆僧、俱出靈鷲山」の文を以て

靈山一會儼然未散の文なり、本門事の一念三千の明文なり、御本尊は此の文を顯し出し玉ふなり。(下一四)  
といふに依れば靈山顯現の儀相でもある。故に古來の相承には(本尊論資料)

(一) 虛空會の儀式 朗門流「日像記」(二一六)

- (二) 二處三會の儀式 (同上)  
 (三) 靈山一會の儀式 興門流「奥師口傳」(二二六)  
 (四) 法華會の儀式 大綱深秘鈔(二二三六)

等といふが、壽量品には「我常在此、娑婆世界」と説き、妙樂は之を釋して『豈離<sub>三</sub>伽耶<sub>一</sub>別求<sub>二</sub>常寂<sub>一</sub>、非<sub>三</sub>寂光外別有<sub>二</sub>娑婆<sub>一</sub>』(文句記、二二六<sub>左</sub>)と説き、又『直觀<sub>三</sub>此土<sub>一</sub>、四土具足、故此佛身即<sub>三</sub>三身也<sub>一</sub>』(二九四<sub>左</sub>)と説ける如く、壽量の顯本を經れば虚空といひ靈山といふは、これ未顯の重に於ける所變化の無常土の方處であつて此土を離れて三災四劫を出でたる常住の淨土はないことは本尊鈔に明かである。故に法華の曼荼羅としては前掲の諸名中、相に約した靈山顯現の曼荼羅といふのが應はじい様である。

### 三、遺文に見ゆる教觀本尊

圖顯曼荼羅の研究に先だちて、先づ遺文に見ゆる曼荼羅の所明に就て研究する必要がある。遺文中本尊又は曼荼羅の所明は、隨所に見出さるゝのであるが、その中判然たるものを抽出すれば、佐前に二十余、佐後には百余を數ふることが出来る。それ等の中正しく曼荼羅の形相に就て述べたと見らるゝものは、佐前に七、佐後に二十六を數へられるが先づ是等の諸文を通觀するに、文應元年の唱題鈔は台當の分岐点と見らるゝことは、文中自ら兩宗の本尊が併舉されて居るからである。即ち

本尊は法華經八卷、一卷、一品(以上天台)或は題目を書いて本尊と定むべし。法師品並に神力品に見えたり。又たへたらんは釋迦如來、多寶佛を寫ても造ても法華經の左右に可<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>立<sub>レ</sub>之。又たへたらんは十方の諸佛普賢菩薩等

をもつくりかきたてまつるべし。(三三)

とあるに依て明かであるが、經卷本尊はこれ法師品の「經卷所住之處、起七寶塔、不須復安舍利」の文と、神力品の「經卷所住之處、皆應起塔供養」の文に依るのである。これ天台の法華懺法に見ゆる本尊である。これに對して壽量文底の題目を以て本尊とし中尊としたのは我が大曼荼羅である。次に「又たへたらんは」の第一は題目に二佛を添へた略本尊であり、第二は更に十方諸佛並に普賢等を加へた稍や廣義の略本尊である。而して此にいふ法華經といふのは、天台や經文に見ゆる如き經卷でないことは明かである。即ち前の八卷一卷等の法華經は法身舍利を意味し、後の法華經は題目を實號とする本佛を意味したものである。故に今の抄は法(台)佛(當)各々廣略要三様の本尊を示したものであり、「書ても造りても」といへば、御本尊は一週首題或は一佛の要と、二佛を加へた略と、十方諸佛普賢をも添へた廣いの三様、曼荼羅或は木繪に亘つて示されたのである。

若しその他の文に依る曼荼羅の儀相の所明に就ては、概ね第一段の佛部を出し、その他に就ては第二段の蓮華部を詳説し、或は第三段の金剛部を詳説する等一樣ではない。是等諸部の所明に先だちて、先づ中尊の所明に就て見るならば、佐前と佐後の弘安以後とは共に法華經を以て中尊を表して居るが、佐前後の法華經は共に天台のそれとは異なるのみならず、佐前後に於ても自らその内容の意味は別である。即ち佐前に於ては唱題抄を始めとして、船守鈔(三三)善神擁護鈔(五四)、月水鈔(四六)、四條鈔(六八)等は諸佛等を以て行者擁護とする、己心本佛、己心本尊の意と解すべきで、文永二年の聖愚問答鈔(八五七)が最も明らかにこの意を示して居る。即ち中尊を首題を以て表し、且つこれを佛性の意と解し

夫妙法蓮華經者一切衆生佛性也、佛性者法性也、法性者菩提也、所謂釋迦多寶十方諸佛上行、無邊行等、普賢文殊

舍利弗目連等、大梵天王、釋提恒因、日月明星北斗七星二十八宿、無量諸星天衆地類、龍神八部人天大會、閻魔法王上悲想雲上、下那落炎底、所有一切衆生所備佛性を妙法蓮華經とは名くる也。(八七)

と述べて居るが、此の行者佛性所表の中尊の首題以外の諸尊は、悉く行者擁護の諸尊であつて、佐後曼荼羅を以て行者の守護(一三六九)とせると同一筆法である。斯の如く佐前の己身本佛の義は、佛性を以て本有の尊形とする、綱要師の逆縁本尊(刪略七三)と同工異曲である。本尊抄の末文に「不識<sup>三</sup>一念三千<sup>一</sup>、四大菩薩守<sup>三</sup>護此人<sup>一</sup>」(九四)と同義で悉く己心本尊に約して居る。又佐後に入つても文永九年の「生死一大事血脈鈔」(七四)、「阿佛房御書」(五八二)、「最蓮房御返事」(八四)、「日妙聖人御書」(五八六)、十年の「妙法曼荼羅供養」にも

此曼荼羅は文字は五字七字に候へども、三世諸佛の御師、一切の女人の成佛の印文也。(五二)

と述べて、佐後と雖も本尊鈔以前は矢張大体佐前と同じく中尊を己心本佛觀心本尊に約して述べて居るが、同年の本尊鈔以後は、その所表一様ではなく、大体左の五種に分たれる。

- (一) 五字七字 九四〇、 九七五、 一〇三三、 一〇九一、 一六二五
- (二) 題目首題 九八五、 一六二五、 一七九四、 一八七三
- (三) 壽量佛 九四六、 九六〇、 九六四
- (四) 教主釋尊 一〇三八、 一五〇九、 一八三〇
- (五) 法華經 一七一八、 一八二六、 一九四八、 二〇八五

併し乍ら佐後に於ては、中尊を壽量本佛とした教門本尊の義に約して居るのである。随つて佐後逸年に法華經といふのは、所詮能顯の經典の意でなく所詮能顯の本佛の義と解すべきである。此の本尊に於ける教觀兩様の解釋は、聖人

の生涯を通觀して、自ら一秘時代と三秘時代との相違と相平行して居ると見べきである。故に遺文に於ては十年四月當身の大事たる本尊鈔が、己心本尊より教門本尊へと轉回した説明書であり。次で同年七月八日一谷に於ける本尊始顯への史實と契合するものである。されば比企谷に傳へられたる身延相承の重抄に「觀心本尊鈔者先今大曼茶羅儀軌可<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>心也。」(資料二一八)といへるは、全く今の意を裏書するものである。

#### 四、始顯曼茶羅の意義

古來本尊鈔は本宗に於ける觀心修行とその對象たる本尊とを併せ明したものと稱せられて居るが、宗祖三秘の所明に就ては、文永九年五月四條金吾に對して「本門壽量品の三大事」(三六五)と始めてその名を示し、次で富木殿に對して「本門の三學」(三八七)とその義を明し、翌年四月本尊鈔に於て「事行の南無妙法蓮華經の五字、並に本門の本尊」(七九)と三秘の二法を開顯し、翌月義淨房に對して始めて三大秘法の名字を確立し、七月八日本尊の始顯となつたのである。而して此の本尊の始顯は宗祖の一期を通じて何なる意義があるかといふに、勿論佐前並に始顯以前に於て曼茶羅の圖顯もあつたのであるが、前述の如く遺文に於ける曼茶羅の所明は、本尊鈔を分岐点として、前後に於て、本尊の上に教觀の別が分ち得るとすれば、佐渡始顯を以て宗祖の三秘具顯と見なければならぬ。即ち本尊鈔を以て大曼茶羅の儀軌として、之に依て始めて三秘隨一の教門本尊即ち本門本尊が確立したのである。隨つて本尊に於ける佐後始顯は、三秘の本門本尊の始顯であつて、末法の行門は此に圓具したことになるのである。此に所謂本門本尊とは己心本尊、觀心本尊でなく、全く報恩鈔にいふ如く教主釋尊を本尊とし、十界の諸尊を以て始めて脇士となす、佛界緣起の義を成するのである。これ日朝の「本尊修行用心口決」に

本尊所列諸尊、天部日月星辰等、釋迦一佛一身一念遍於法界形也。(資料、一七四)

といふ所以である。これに對して己心本尊、觀心本尊といふのは本尊鈔の觀心段に受持讓與に約して

我等己心釋尊五百塵点乃至所顯三身無始古佛也。乃至地涌千界菩薩己心釋尊眷屬也、乃至一身一念遍於法界、乃至己心三千具足三種世間也(九九三)

なるもので、平賀の日意御談に

所詮本尊勸請十界<sup>一</sup>、心外十界非己心所具十界<sup>二</sup>也、去間我等題目一返奉唱己心十界衆生同時唱即身成佛也。(資料110)

といへるものであつて、輝師が唱題觀に『中央南無妙法蓮華經是顯己心本佛体<sup>一</sup>其体周遍含容十方諸佛、法界有情、無量刹土森羅萬物』といふのも全く同意であるが、併し乍ら此の己心本尊、觀心本尊にも信謗に依り、綱要師の所謂順逆の別を分つべきである。即ち前述の佐前乃至始顯以前の佛性中尊の己心本尊と、受持即成に依るそれとは全く別異である。此の順逆の別を除かんがために起つたのが、本門の大教であり三秘の妙行である。故に始顯以前は在纏の己心本尊であり、妙行に依り受持即成のは出纏の己心本尊である。換言すれば己心本尊に信前信後の相違があるのである。即ち始顯以前は信前であり、始顯以後に至つて漸く信後の己心本尊が顯はるべきである。本尊鈔に「己心釋尊」といひ、當体義に「當体蓮華佛」等とあるは信後の意であり、十界が行者守護の意に當る所明は信前の意と解すべきである。此の信前信後の分岐点なる所に、佐後始顯の本尊の重大意義が存するのである。田邊師「本尊論」一〇一参照。

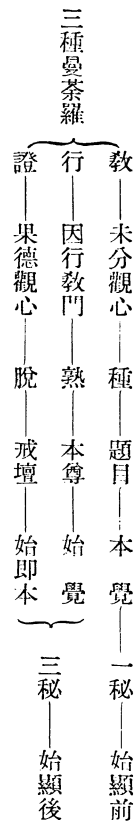
されば所謂信前は中尊は自ら本覺一秘の題目であり、下種の法体であり、隨つて傍尊の二佛四菩薩等は本尊鈔の末文の如く行者擁護の諸佛菩薩諸天善神である。故に本尊を以て行者の守護と見、御守として見なければならぬ、綱要

の所謂逆縁本尊は此の義であらう。されば佐前本懷未顯、三秘未開の己心本尊は、本覺に約した行者佛性因果未分の己心本尊である。これに對して佐後信後に於ては、本懷開顯、三秘顯揚の上に於ける因門始覺、三秘隨一の行門の教門本尊と、果門の始即本の所化同體、自然讓與の觀心本尊との兩様がある。而して本尊鈔の受持讓與、當體義の正直捨權信法華經唱題等は、正しく前者の教門本尊に對する三秘の妙行を示したものである。又妙一女鈔に

本門の即身成佛は當位即妙、本有不改と斷するなれば、肉身を其まゝ本有無作の三身如來と云へる是也。八一五  
と述べ、御義口傳に「服するより無作三身」と談ぜるは、正しく後者の始覺即本覺に依る觀心本尊の意であつて、日朝の「本尊行者用心口決」に

所詮十界衆生己心妙○經處事顯事、然即十界凡聖其當位々々不改證己心妙法一成佛云也。仍十界皆成佛極理此御本尊顯玉習也。(資料一、二、三、八三)  
と説けるは全くその意である。

此に於てか我等は曼荼羅(本尊)に三種の別を認めねばならぬ。三種とは始顯以前の行者守護の觀心(己心)本尊と、三秘隨一たる教門本尊と、受持讓與に依る觀心本尊とである。然るに此の三種は法体に就ては俱に本地難思の境の妙法たる本覺法身であるが、生佛の感應に依る行門上に相違があるのである。而して此の行門始覺門に於ける相違はこれ自ら教行證の相違と見られるのである。始顯以前即ち信前の己心本尊は、これ因果未分本覺教の重の曼荼羅。始顯以後行門の對象たる教門本尊は因門行の重の曼荼羅。果門始即本の信成就の觀心本尊は證の重の曼荼羅である。而して此の教行證三重の曼荼羅は、自ら種熟脫の三益、並に題目、本尊、戒壇の三秘に相當するものである。



此の場合行門の本尊は三秘妙行の對照の意であり、戒壇は寂光土を表して三秘の果德を意味するのである。常門の三秘口決の日實記に「戒壇又本尊儀式上可習之也」(資料二三三)とも、亦「妙法受持人住處悉實戒壇也」(同上二二六)等と釋するは、自ら今の意に當るのである。

要するに當身の大事と宣へる本尊鈔を以て本宗曼荼羅の儀軌となし、以前の曼荼羅は因果未分、本覺、佛性の法体に約する行者守護の己心本尊、以後は因門始覺に約する三秘妙行の對象たる教門本尊なることは、遺文の所明に依て判然としか解すべきである。此に於てか佐後始顯の曼荼羅に教學上重大意義が存するのである。即ち始顯前後の曼荼羅は自ら教行の相違と見ねばならぬが、若し受持讓與所化同体の果門證の重に至つては、行の修すべきなく本尊の論すべきはないのである。始顯前後の曼荼羅に就ては、右様の解釋上に相違があるのであるが、併し乍ら若し圖顯曼荼羅に就ては、悉く三秘隨一の本門本尊と解すべきであらう。

### 五、三國未曾有の深義

既に述べたる如く曼荼羅は、佛敎史上よりこれを見れば、眞言の法に依る故に先師が曼荼羅の各部を呼ぶ名稱の如きも概ね彼に附順して居るのである。併し乍ら彼と異なる点は自ら宗義の根本相違があるからであつて、これを正像未弘三國未曾有の大曼荼羅と稱するのである。若しその形相の彼より出づる点は、法華曼荼羅の最初たる不空の觀智傳軌



は、彼の胎藏曼荼羅に法り法華寶塔品の二佛並座を中尊とし、八葉蓮華に迹化の諸尊を配してこれを中心とする、これ法華迹門の開顯に依る三重曼荼羅である。然るに我が大曼荼羅が形式上此に源を發し、台密の搖籃期を経て全く本門開顯の意に依て大成せられた故に、二時三國未有と讚歎する所以である。併し乍ら此の歴史的進展の事情は、本尊論資料中に見ゆる諸先聖の相承中にも散見する所であつて、就中常門相承の八葉九尊圖(二二七)、朝師の「本門三種知識」に於ける智證の講演法華儀に依る八葉九尊圖(一九六)等は儀軌との關係を物語り、朝師の法華曼荼羅八葉九尊圖(一九六)は中尊を儀軌の無量壽決定如來となし、左右に釋迦多寶の二佛を配して、これを兩部の大日となし、(取要抄)本化の四菩薩、迹化の四菩薩を八葉に配したのは、亦彼の曼荼羅との交渉を意味するものである。

故に法華曼荼羅なる点に於ては儀軌乃至台密のそれと同一系統に屬するのであるが、その形相に就てこれを見るに先づ諸尊の表象に於て彼は畫像であり、此は文字である。又その配列に就ても彼は平面的であり、此は立体的である。隨つて彼は中心より四圍に及ぶのであるが、此は上より下に及ぶのである。又彼の儀軌の法華曼荼羅は佛部、蓮華部金剛部の三部三段よりなつて居り、又我が大曼荼羅も同じく三部よりなることは、即門相承の大覺記(資料二二三)並に日經記(同三〇)乃至朝傳兩師の口傳(資料一八五、一八九)等に示す所であるが、我が曼荼羅の中には四重或は五重のものもないではない。然らば如何様に三重と見るかといへば、小林董師は大曼荼羅私考に、中尊並に二佛(善徳、分身)四大士を第一重佛部となし、迹化の四菩薩と聲聞衆即ち四聖までを第二重蓮華部、以下六道を悉く金剛部として居る(宗乘講義錄三)これは建治年代に確定した四聖歸命に依つたのかも知れないが、曼荼羅の第二段に梵釋日月は勿論、輪王、阿修羅、龍王等迄を列ぬるもの多く、又輪王以下は第二段と第三段の間に勸請せられることは弘安後の大半がそれである。又鬼子母神、十羅刹の如きは建治以後常に第三段の筆頭に列せられて居るが、これとて建治元年十一月

(身延本尊鑑第八圖)頃には、第二段左側の龍王の上に列せられたものさへある。随つて此の第二段は必ずしも、儀軌の蓮華部に準ずるのでなく、既に本化を以て佛地邊の菩薩として佛部に接した故に、第二段後は廣く迹化の菩薩以下の九界の衆生を接したものと見ねばならぬ。然るに鬼子母神と十羅刹女とは、陀羅尼品に於て法華の行者守護を宣言し、且つ宗祖傳導時代には常に影の形に添ふ如く、身邊を守護せられし故に、末法日本に於ける守護の筆頭として第三段の始めに列したのであるが、これは第二段に九界の諸尊を攝し兼ねし故に、輪王等と同じく第三段に流出し末法行者守護の意を以て第三段に勸請されたので、實は第二段の九界の流出と見べきであらう。

斯くて第三段は正しく三國の四依と日本國の守護神たる天照八幡となるのである。而して此の第三段の勸請諸尊に二時未弘三國未有の本門の本尊たる意義の一部が存するのである。興門の日傳は深秘抄に曼荼羅を以て

法華會座儀式、十界成佛旨被遊者也(資料二六)

と述べて居るが、若し單に十界成佛の旨といへば、迹門に於ける二乗作佛に依る十界成佛の旨がそれである。随つて單に此の十界成佛の意を表したものとすれば、觀智儀軌の法華曼荼羅も亦此の意に外ならぬのである。而して此の十界成佛の原理に依れば、横に空間的には妥當であるが、これのみでは豎の時間的の妥當性が残されるのである。換言すれば迹門開顯に依れば横に十界の統一は出来るが、豎に佛界の統一が不可能である。即ち本門の開顯に俟たなければ、豎に時間的妥當性を缺き随つて佛界不統一に歸するのである。故に開目鈔には、

迹門方便品は一念三千二乗作佛を説て、爾前二種の失の一を脱れたり、しかれどもいまだ發迹顯本せざればまこと  
の一念三千もあらはれず、二乗作佛も定まらず、乃至かうてかへり見れば華嚴經の台上十方、阿含經の小釋迦、方  
等般若の金光明經の阿彌陀經の大日經等の權佛等は、此壽量品の佛の天月しばらく、影を大小の器にして浮べ給ふ

を、諸宗學者等近くは自宗に迷ひ、遠くは法華經の壽量品をしらず、乃至十門十四品も涌出壽量の二品を除ては皆始成を存せり、法華經前後の諸大經に一字一句なく、法身の無始無終はとけども應身報身の顯本はとかれず、乃至此過去常顯るゝ時諸佛皆釋尊の分身なり。(五七)

と説破せる如く、諸經に見ゆる無量の諸佛を悉く釋迦一佛の分身散体なりと開顯せられたのが本門の開顯である。故に本尊鈔には

爾前迹門圓教尙非佛因、何況大日經等諸小乘經、何況花嚴真言等七宗等論師人師宗(二九)

と貶し、取要鈔には大日彌陀樂師等の諸佛を釋尊の所從なる分身なりと開顯し、本尊鈔に所謂「十界久遠之上國土世間既顯(一〇)」、「十方諸佛處大地上表迹佛迹土、但限八品」の儀式と開顯せるが本門の本尊たる大曼茶羅である、之を圖顯したのが佐後始顯の曼茶羅である。

併し乍ら經文の説相に依れば、釋迦佛の塵点實成であり、我說然燈佛等と説ける如く釋尊の本生譚の開顯に外ならないのである。故に宗祖は佛説の根本精神に突入して灌頂鈔には「且立塵点」と斷じ、開目鈔には「文底秘法(一五)」と説破せられた所以である。故に我が大曼茶羅は經文の本旨たる二門開顯に立脚し、その微意を洞察して經文に顯說せざる兩界の大日を「寶塔品多寶如來左右脇士(二〇)」として掲げ(建治元年十一月身延本尊鑑第十一圖)眞言の法曼茶羅の悉曇種子を以て不動變染の二明王を出し、その他本門開顯の意に依て龍樹、天親、南岳、天台、妙樂、傳教等の三國四依の諸聖を列ね、天照八幡等の日本國內大日神祇を列ねたのであるが、これ全く壽量文底の深義に依るものである。此の本門開顯の意を依る故に、本門の本尊を以て佛界緣起の大曼茶羅と稱する所以である。

斯の如く兩部の大日並に二明王等は、正しく密教を會したものであり、又三國四依、日本國大小の神祇の代表たる

天照八幡を攝して、顯密超過の大曼荼羅を創造した故に二時未弘、三國未有と稱するのである。而して第二重の九界諸尊と、兩側の四天王二明王の中間に、第三重として三國四依と天照八幡を加へたのは、これ又本門開顯の意に依るものであるが、兩側の四天王二明王は第三重よりも、第二重に攝すべきであらうが、之は若し眞言曼荼羅に對すれば、外金剛部として三重以外に見べきである。今は兩側ではあるが四方四維より諸尊を擁護する意であらう。何れにもせよ本門開顯の經意に立脚して創造したのが我が大曼荼羅である。故に朗門の口傳日經記には

此大曼荼羅十界ソロヘテ勸請問、大字ヲソロヘト讀大字置也。其故彼宗依經大日經二云不共一切聲聞亦非世尊、普爲一切衆生<sup>二</sup>文、彼眞言<sup>ヲ</sup>小曼荼羅定<sup>ハ</sup>十界皆定義缺故也。サテ今此實大乘妙<sup>〇</sup>經曼荼羅ヲ、大曼荼羅ト定ムルハ十界皆成義、ソロウ處ノ即身成佛大曼荼羅故也。(二五)

と述べ、常門の本尊相傳日實記には

大者眞言小曼荼羅相對義也、雖<sup>レ</sup>然再往不<sup>レ</sup>可有<sup>二</sup>相對<sup>二</sup>也。大曼荼羅、無差別大也(二七九)  
と釋し、綱要一には

破<sup>ニ</sup>彼三密<sup>ニ</sup>立<sup>ニ</sup>此三秘<sup>一</sup>、廢<sup>ニ</sup>彼兩部小曼荼羅<sup>一</sup>、顯<sup>ニ</sup>此十界大曼荼羅<sup>一</sup>、壞<sup>ニ</sup>彼本尊觀<sup>ニ</sup>成<sup>ニ</sup>今觀心本尊<sup>一</sup>(一四二)  
といふも全く同一徹である。併し乍ら前述の如く十界勸請は横の大であつて、堅の大を缺く故に本門開顯に依て諸佛を統一して、堅の大を加へて始めて横堅無盡輪圓具足の大曼荼羅と稱し得るのである。曼荼羅の讚文に「佛滅後二千二百二十余年之間、一閻浮提之内未曾有之大曼荼羅也。」の意は全く顯密開顯、即ち本門開顯の實義に依らねばならぬ。

## 六、儀相と五期の分類

上來曼茶羅の由來、始顯の意義並に三國未有の所以、即ち法華曼茶羅の思想的研究と、純正宗學的の意義に就て述べたから、以下正しく今の目的たる形相研究の對象を定め、これを綜合して始顯以來の形相上の變遷に就て統計的に研究を試みんとするものである。斯かる研究の對象としては、少なくとも現存する御眞蹟全部が根本對象あり、次には確實なる御形木、並に先師の寫傳等も重要たる研究資料である。而して右の中第一に相等するものは、大正元年稻田海素師が須原屋で發行した「御本尊寫眞鑑」卷之一、これには妙顯寺の宗祖の御肖像（狩野永納）並に玉澤の繪曼茶羅（土佐大藏筆）を加へて三十一枚、即ち曼茶羅三十葉、此の中文永八年より弘安五年までの御眞蹟十六葉（中一葉日等摸寫）を第一資料とし、此の外全國諸山に珍藏する御眞蹟二十二葉、これ稻田海素師、竹下眞孝君等好意にて知り得たるもの、又は自ら諸山に就て拜寫したるもの等である。次に自山藏弘安御形木三葉、身延文庫藏弘安御形木板木一枚の計御形木四葉、次には身延文庫藏、朝・乾・遠・奠・亨の靈寶目錄に傳ふる、遠沾亨師の身延所傳の御眞蹟摸寫二十八葉、明治三十九年玉澤の境雲遙師珍藏せるを「本尊鑑」として日宗新報社で發行し、正本は現に身延文庫に珍藏せられて居る。

若し身延の「本尊鑑」は摸寫するに當つて、寸法材料までが判然と記せられ、且つ朝・乾・遠・奠・亨の靈寶目錄と對照して、多少配列の相違はあるが、全く一致する所である。今内容の確實を證するために「本尊鑑」と對照圖表すれば

番號	授與年月日	授與者	材 料 樣 式	朝	乾	遠	奠	亨	寫
一	弘安 四 十月		十二帛半、題目梵字御判御筆他四條氏？	一	〃	〃	〃	〃	二三
二	建治元 十月		十一帛半、兩部大日	二	〃	〃	〃	〃	八
三	文永一〇 七月八日	(始顯)	絹也(長五尺八寸二分巾二尺六寸一分)	三	〃	〃	〃	〃	一
四	弘安 三十月	俗日用	四帛余	四	〃	〃	〃	〃	二二
五	弘安		文字闕損	五	〃	〃	〃	〃	一
六	文永？		泥筆青蓮華、四枚	六	〃	〃	〃	〃	二四
七	弘安 四 四月五日	日 傳		七	〃	〃	〃	〃	二二
八	同 二 七月	日 春	三 帛	八	〃	〃	〃	〃	一八
九	建治 二 九月	日 命	以要言之等 長三尺六寸、尺二尺	九	〃	〃	〃	〃	一五
一〇	弘安 三 五月十八日			一〇	〃	〃	〃	〃	二〇
一一	建治元 十一月		無四天王	一一	〃	〃	〃	〃	九
一二	文永一 一 十二月			一二	〃	〃	〃	〃	六
一三	建治 二 七月			一三	〃	〃	〃	〃	一四
一四	弘安 三 二月	福童 滿男		一四	〃	〃	〃	〃	一五
一五	文永一 一 十一月		同日三幅、有他筆授與書	一五	〃	〃	〃	〃	四

一六	同								
一七	同								
一八	建治元 <small>十二月</small>								
一九	文永？								
二〇	建治二 <small>八月十二日</small>	大學 重佐	三枚、無四天王月	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
二一	弘安二 <small>三月</small>	日載	絹、長三尺二寸、巾一尺五寸	二一	二一	二一	二一	二一	二一
二二	建治御形木			二二	二二	二二	二二	二二	二二
二三	弘安御形木			二三	二三	二三	二三	二三	二三
二四	弘安二 <small>四月</small>		二枚（如治左馬助三幅内癸丑年返納）	二四	二四	二四	二四	二四	二四
二五	同 <small>三九月八日</small>	日教		二五	二五	二五	二五	二五	二五
二六	鏡御影		絹	二六	二六	二六	二六	二六	二六
二七	建治二 <small>八月廿五日</small>			二七	二七	二七	二七	二七	二七

右の中御眞蹟も現存する保田(五)、中山(七)、村松(六)の三幅の外、阿佛房の三幅(二〇、二五、二七)を除いた二十二葉は、明治八年悉く烏有に歸したのである。併し乍ら亨師の摸寫に依て今日之を知ることが出来るのは、恰かも御眞蹟に於ける乾師の靈寶目錄と共に、今日に於ては御眞蹟に代るべき重要資料である。尙ほ注意すべきは(三)鏡御影であるがこれは遠師目錄以後之を載せぬし、今日も維然不明であるが、その寫眞の傳へらるに依れば、朝師の靈寶目錄の記録

(山史<sup>六</sup>)があつて、本書がないと同様の不思議なことである。散逸したとしても何處に珍藏されて居るのかも知れぬ。要するに上掲の御眞蹟三十八葉、御形木四葉、摸寫十八葉(身延「本尊鑑」十七葉、「御本尊寫眞鑑」の一葉)計六十葉を對象として、一往今の研究を進めることにしたのである。以上六十葉の明細表は最も重要な根本資料である故に、附圖として別に掲げることとし、之に依て得たる勸請諸尊の位置並に名號等の時代的變遷大綱を圖示する。これに先つて注意すべきことは、諸尊中二佛と本化の四大士は悉く單名であるが、その他は九界の無量尊の代表なる意を明にすべく、善徳佛等、文殊普賢等、舍利弗等天照八幡等と等字を附して、その意を明にして居るが、これも弘安の晩年には概ね單名となり、又弘安以後は往々迹化二乘並に四天王を省略して居る。又名號に就ては帝釋天は概ね釋提桓因を以て示し、希に帝釋の外千眼天、又は因陀羅天の異名を以て記し、第六天を摩醯修羅(建治元年七月)と記し、建治二年卯月には藥師の脇士十二神王を列ね、同元年十一月(身延第八)修禪(義眞)、寂光(圓修)の兩大師を配した如きは極めて希の例である。若し四天王に就ては上の兩大師を掲げたのには、具さに梵名を示して居るが、就中毘沙門は通して梵名、他の三天は梵漢兼用であるが、これには年代に依て一定の變化がある様である(後説)。今曼荼羅諸尊の時代的變遷を示すに當つて、大体三重(佛部、蓮華部、金剛部)と兩側(外金剛部)の四段に分ち、前述の第二重の流漏ともすべき、鬼母利女は且く曼荼羅配列の位置に準じて、第三重の部に列するものとするのである。

上掲の六十葉は年代に依て之を大別すれば、次の如く五期に分けることが便利である。

(一) 文永時代 四—文永期

(二) 建治元年

(三) 同 二年

五 建治初期

七 同 後期

同 後期



(九) 同 五年  
 (八) 同 四年  
 (七) 同 三年  
 (六) 同 二年  
 (五) 弘安元年  
 (四) 同 三年

三 六 一九 一三 一  
 同 後期 弘安初期

今以上の五期に分つて六十葉の諸尊勸請の位置並に様式等を綜合圖表すれば左の如くである。

側 (剛)	右 金外)	花 押	讚 文	様 式	諸 部
持 國	不 動				諸 尊
	○	鏤 字	二十余年	總歸命	文 永
○	○	同	同	四聖歸命	初 期
提 頭 賴 吒	○	同	同	同	後 期
持 國	○	唵 字	三十余年	同	初 期
○	○	同	同	同	後 期
	廣 目				弘 安



第 連)	重 一 第 (部 佛)	中 尊	重 一 第 (部 佛)
彌 藥 普 勒 王 賢	安 淨 金 十 釋 立 行 界 方 迦 行 行 大 分 迦 日 身	首 題	多 善 胎 上 無 實 德 藏 行 邊 大 日 行 行
	○ ○ ○ ○	○	○ ○ ○ ○
○ ○	○ ○ ○ ○ └	○	○ ○ ○ ○ └
○ ○ └	○ ○ ○ ○ └	○	○ ○ ○ ○ └
○ ○	○ ○ ○ ○	○	○ ○ ○ ○
○ ○	○ ○ ○ ○	○	○ ○ ○ ○

側左 (剛金外)	重三第 (部剛金)	重二 (部華)
增愛昆 長染門	八傳妙章十 幡教樂安羅刹	龍阿明大釋迦 王闍星月提葉
○ ○		
○ ○ ○		○ ○ ○ ○
昆樓博叉 ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
增 ○ ○ ○ 長	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

以上は五期に於ける諸尊の整備状態を曼荼羅の配列に順じて示したのであるが、若しこれを総合的に諸部に就て見るならば、大体左の如くなるのである。勿論様式、讃文、花押はその儘として

諸部	佛部	蓮華部	金剛部	兩側	文永	建		弘	安
						初期	後期		
	成立	成立	成立	成立	成立	完成	完成	完成	完成

右の如く佛部に於ては文永建治には二佛四大士外に善徳分身を配したが、弘安以後は二尊四大士のみとなり、蓮華部に於ては建治時代は文殊彌勒（右）普賢藥王（左）とせるを、弘安以後には文殊藥王（右）普賢彌勒（左）と二尊を喚置されて居る。金剛部は鬼母刹女、天台傳教、天照八幡が建治の後期に成立して居る。兩側の四天王二明王は文永以來何等増減は無いが、名號に於ては弘安初期までは梵漢混淆し、弘安後期に於て東西南は漢、北方のみ梵名で名號が確定したのである。而して佛部蓮華部の弘安初期の完成と平行するは讃文と花押とである。これを古來再治未再治本意顯未顯、隨自隨化等の名を以て判じて居るのはそれがためである。更に注意すべきことは文永時代は總歸命であるが、建治以後は四聖歸命なることである。これ等に就ては項を改めて詳説する所である。

## 第七、遺文、曼荼羅に於ける諸尊と讚文

曼荼羅に於ける中尊は悉く首題であるが、遺文の所明に於ては或は法華經或は五字等と一定しないことは前述の如くである。其他の点に就て曼荼羅に於ける佛部は、前述の如く弘安以後には全く善徳並に十方分身を除いて居るが、若し遺文の所明に見れば弘安以後に至つても等しく、これ等を列して居るのである。勿論遺文に於ける東方善徳佛としては弘安二年の日眼女鈔(三〇八)に唯一ヶ所見ゆるのみである。然るに十方分身諸佛に至つては弘安以前(三四〇、四一三、四八二、五七六、六八一(以上前)、八六五、九二五、九五八(繪圖以前)、一〇一七、一〇三六、一三六九、一五〇九、一六二六)に見ゆるは勿論であるが、弘安以後(一七二九、一七九四、一八二六、一八三〇)に至るもこれを列して居るのである。

若し蓮華部の諸尊は概ね九界の諸尊攝取したのであるが、その筆頭たる迹化の菩薩は曼荼羅(弘安以後は往々略されて居るが)に於ては前述の如く

建 治 文殊、彌勒(右) 普賢、藥王(左)

弘 安 文殊、藥王(右) 普賢、彌勒(左)

と建治弘安に於て彌勒と藥王の位置を轉換するのみで一定して居るのであるが、遺文に於ては佐前後通じて、普賢 文殊(一五七六、九七一、一三六九、一六二六)、文殊 彌勒(九四〇)と兩様に表示して、曼荼羅の配列とは全く合致しないばかりでなく、且つ兩表示は雜然と用ゐられて居るのである。又聲聞衆に於ては曼荼羅には、通じて四大聲聞中舍利弗(右)迦葉(左)の二人者を以て、之を代表させて居るのであるが、遺文に於ても矢張二人以上は列ねて居らぬが、舍利弗、目連(一五七八、一六二五)等と列して、迦葉に代ゆるに目連を以てして居るが、未だ目連を列した曼荼羅はこれを見ぬ様である。

若し諸天以下に至つては、建治弘安に亘つて次第に整頓せられ、梵、釋、第六天日月明星を連ね、人界以下は輪王阿闍世王、阿修羅王、龍王、提婆等を連ねて居るが、天部以下は遺文には相當詳略に述べて居るのである。就中聖愚問答鈔には

大梵天王、釋提桓因、日月明星、北斗七星、二十八宿、無量諸星、天衆地類、龍神八部、人天大會、閻魔法王、上非想雲上、下那落炎底、所有一切衆生。<sup>八七</sup>  
と示し、諸法實相鈔には、

天神七代、地神五代の神々、鬼子母神、十羅刹女、四大天王、梵天帝釋、閻魔法王、水神、風神、山神、海神、大日如來、普賢、文殊、日月等の諸尊。<sup>一六</sup>

と明し、上野鈔には、「大梵天王、日月等の明王、諸天も八部王も、十羅刹女等も、日本國中の大小の諸神も。<sup>二二</sup>と列し、日女鈔には佛部、蓮華部、二明王、四天、鬼母、刹女等を挙げ終つて「加之日本國の守護神たる天照大神、八幡大菩薩、天神七代、地神五代の神々、總じて大小神祇等の体の神つらなる其余の用の神豈もるべきや。」<sup>三六</sup>等と記して居るに見れば、諸天以下は累品の誓約に法つて、悉く行者守護の意を以て列したのである。而して蓮華部は梵釋日月、金剛部は鬼母、刹女、天照八幡を以てその代表としたのである。諸天以下の遺文の所明は、曼荼羅以上諸尊を列ねて居るが、これ行者擁護の意に外ならないのである。斯の如く曼荼羅と遺文との所明は、一定して居らぬのであるが、曼荼羅は信仰の對象なる故に表現形式を一定すべきであるが、遺文はその内容的説明を中心とする故か、自ら所表に左右のあるのである。

次に注意すべきは佛滅年代を以て標示した曼荼羅の讚文である。此の讚文には佛滅後二千二百二十余年と三十余年

二百余年の三様あるが、二百余年とある如きは所在不明の建治二年十月曼荼羅に見ゆるのみで、大半は二十余年と三十余年の二種である。此の佛滅年代が遺文にも隨所に散見するのであるが、遺文に於けるものゝ大半は題目の讚文として用ゐられて居るのである。要するに宗祖の用ゐられた佛滅年代は、佛陀の出世を明かにするために佛滅年代を明示したのでなく、勿論間接にはその意味もあるが、宗祖が末法の導師として正像二千年後に出生した、如來使たる事實を判明せんがために用ゐたものであつて、隨つてその所弘の法たる三秘の讚文として之を用ゐるに至つたのである。而して曼荼羅に於ける讚文は大体文永建治年代は二十余年、弘安年代は三十余年であるが、前代に三十余年、(四)後代に二十余年(元、三、三、元、聖、聖、四)をした例も少なくないのである。

若し遺文に於ける佛滅年代に就ては、往年崎報四八に詳説したのであるが、遺文中最も正鵠の數字を示したのは、

- (一) 一千二百二十二年 (文永十年) 波木井鈔 三九八
  - (二) 一千二百二十五年 (建治二年) 報恩鈔 〇九五
  - (三) 一千二百二十七年 (弘安元年) 妙法尼鈔 七〇七
  - (四) 一千二百七十二年 (同 五年) 波木井書 〇二七
- 右の四文である。その外大數を擧げて題目の讚辭としたものは、凡そ次の四類である。
- (一) 一千二百余年 (四七九、五一九、七〇二、八〇七、八九九)
  - (二) 一千二百一十年 教持時國鈔 六四二
  - (三) 一千二百二十余年 (九二九、九五七、九七三、九七九、一〇六一、一一〇)
  - (四) 一千二百三十余年 (一一三五、二〇一、三七五、一七五、一七九)



併し乍ら右の中(三)聖人御難事云々は三十に、(四)の撰時鈔云々、初心成佛鈔云々等は二十に作るべきである。これ等は曼茶羅に於けると同じく例外であるが、斯の如く二十三十は數字の相違はともあれ、末法所弘の題目又は本尊即ち三秘の法体の希有なることを表する、正像三國未弘未曾有の妙法たる讚辭に外ならぬのである。

されば古來曼茶羅の讚文に就て、身延相承の日朝の口傳には

一、佛滅後二千二百二十余年等トアソバシタルハ、建治文永等ノ御本尊爾カアソバシタル也。是ハ末再治ノ御本尊ナル故也。サテ二千二百三十余年等トアソバシタルハ、弘安御涅槃ノ時分ニ爾カアソバシタルナリ。故ニ身延今家ノカタギノ本尊ニハ二千二百三十余年等トアソバシタル也。是ハ再治定ノ御本尊ナル故也。仍テ弘安中ノ本尊ニハ善徳分身等ヲアソバサル也。(資料一三)

と述べ、同師の口傳に

文永建治ノ年ニハ號三二十余年等云々、此等年號ノ比ハ未レ如ニ本意ニ書顯ハシ玉ハザル歟。弘安年號ニ三十余年等云々、其比ハ如ニ御本意ニ整束シテ書顯玉フト見ヘタリ。サレバ三十余年ト云ヘル御本尊可レ奉レ寫レ之者歟。(同一三三)と口傳し、又常門の日源の口傳には

此事ハ佐渡以前ハ隨他意邊有レ之、三澤鈔云佐渡以前佛爾前經思スベシ等云々、次三大秘法ノ中題目始終無レ別、就ニ御本尊ニ前後沙汰有レ之、仍建治年中マデハ尙此隨他意邊有レ之、東方善徳佛等十方分身等云々是也。弘安年中御本尊隨自意習也、仍三十余年ト云ヘルハ隨自意邊也。(同一三〇九)

と口傳し、又和語式は三十余年を以て自行性徳、本意正顯(二二三)、四(三〇)となし。啓蒙は自行所證、本意顯畢(二七七)と判じ、彫村日正師は二十三十を以て隨自他、在滅、廣布斷絶、弘通の始終(本尊論九)と釋してあるが、要するに

本意顯未顯、隨自隨他、再治未再法の意を出でないのであるが、此の相違は佛部に於ける善徳十方分身の有無を條件として、二十三十の相違と結び付けての判別である。併し乍ら若しその條件としては、更に花押の上に於ける弘安前後の鑣字と勃嚙唵字の相違のあることも、勿論遺文と平行して居るが矢張考慮すべき事實である。之に就て後に詳説するのであるが是等の善徳十方、二十三十、花押の相違はこれ曼茶羅形相上に於ける重要な異点といはねばならぬ。

### 第八、前後二期と綜合三期

上述の弘安前後に於ける三つの異点は、古來先師の指摘せる如く、曼茶羅の上に於て再治未再治、本意顯未顯、隨自隨他の語を以て判するのが妥當であらうが、勿論聖人の化道の上に於ては、陰顯進退の變化のあつたことは認めねばならぬが、當身の大事たる本尊鈔を儀軌として、開顯せられた三秘隨一の曼茶羅に就ては、形相上諸尊の具略はあつたにしても、之を以て直ちに法躰上の判語たる、本意顯未顯の語を以て判することが出来やうか、これ三澤鈔の文意に照しても、此の語は勿論隨自隨他の語を以て判することは出来ないのである。併し乍ら形相の上には明かに、建治弘安の間に於て少なくとも、上掲の三点丈は認めぬ譯には行かない。併し乍ら形相上の變化を示す語としては、再治未再治は上掲三義の中では最も近い語かも知れぬが三秘の隨一の曼茶羅としては始顯以後絶對に價值の高下を以て評價すべきではない。

併し乍ら右の三義が善徳十方分身の有無を以て相違の條件とした点に就て再哈味する必要がある。今醸つて儀軌の法華曼茶羅と今の大曼茶羅との中心をなす佛部諸尊に就てこれを見るに、儀軌の曼茶羅は寶塔品の二佛並座儀相を中

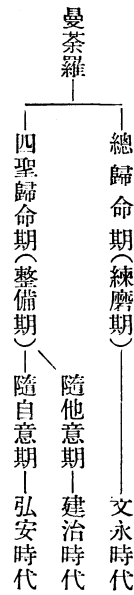
台に配し、彌勒、文殊、藥王、妙音、常精進、無盡意、觀音、普賢の迹化の八菩薩を八葉に配した、八葉十尊を佛部とする迹門の曼荼羅である。今此の八葉十尊の形相を且らく小林董師が大曼荼羅私考<sup>三</sup>にいへる如く本門中心の我が大曼荼羅に求むれば、建治元年十一月（身延本尊鑑第八圖）二佛善德分身の外に兩部大日を攝し、更に本化の四大士を以て佛部としたものがそれである。即ち本門開顯の意に依て二佛四大士の外善德十分、兩部大日も攝した顯密開顯佛界統一の儀相が、首題の中尊に二佛の境智冥合を以て中台とし、善德以下を八葉に分對せしむれば、思想的に法華曼荼羅の傳統が判然するのである。然るにその他の文永建治は此の開顯を廣く顯密に亘らずして、法華三部の上に限り法華中心とした故に、兩部の大日を除き且つ二佛をも、壽量本佛より一段下して迹門の二佛として、本佛を中台に案じ、二佛、善德、十方、四大士を八葉に分對したものとすれば、矢張善德十方を加へた建治式には、思想的傳統の形式が認められるのである。故に佛部の諸尊を本尊鈔の但限八品に還元し、全く法華本門中心の儀相に要すれば、二佛四大士のみを佛部とすべきである。此の傳統的八葉九尊式を純本門式に還元したのが、弘安以後の大曼荼羅とすれば前掲の本意顯未顯、隨自隨他、再治未再治の義も自ら當然の意と解することが出来る。故に右の語は始顯以後本門曼荼羅總意の上には不適當の語であるが、思想的傳統打破の意が若しありとすれば、再往吟味する必要があるのである。故に曼荼羅の諸尊具略に思想的傳統の意味を偶した時藝術的には優劣を判することは出来るが、宗教的には全く認めぬのである。これ常門の日源が

弘前已前取合二千二百二十余年也、但弘安已後三十余年御書也云々、別御義無之（資料二<sup>二九七</sup>）と判ざるは妥當の證言であらう。

如上の意味即ち傳統的形式を認める時、讚文の二十三十の相違並に花押の變化にも、自ら何等の意味を認めねばな

らぬ。若し是等の變化がこれを意味するとすれば、上述の曼荼羅形相に於ける五期は、更に之を大別するならば、先師の分てる如く弘安の前後を以て二分すべきである。善徳十方を除去し、彌勒樂王を轉置したのも同意と解すべきである。故に五期は前三期即ち文永建治と後二期即ち弘安を合して、種々の点から二分すべき意義が存するのである。右分類に依るも弘安二期の相違は四天王の名號の相違位で、諸尊の上には殆んど變化がないのであるが、前の三期に就てこれを見るならば、建治年間は大休蓮華部、金剛部の整備時代で、粗ぼ諸尊も一致してゐるのであるが、之に對すれば文永時代は諸尊は何れも未確定で、隨つて文永建治を比較するならば、再治未再治の語は最も應はしい觀がある。斯の如き諸尊の具不の外、更に様式上文永建治に於て著しい相違を認めねばならぬ。勿論文永は始顯時代である故に、その形相の雜然なることは當然である。又弘安後に比しその數に於ては少ない故に、強ち判定すべきではないかも知れぬが、文永時代の曼荼羅は藻原の曼荼羅（迹化に南無を略し、天部には無量世界を冠して、その他のものと大に異なる）を除いては、佐渡始顯は勿論、同年の保田妙本寺の萬年救護の本尊、身延の同日三幅、十二年の堺妙國寺、並に阿佛房の曼荼も諸尊に悉く南無を冠らした、所謂總歸命式なることである。古來總歸命といへば佐渡始顯に限り始顯の別稱の如く思はれたのであるが、これは同時の曼荼羅の少ないのと、往年は容易に他の同時代のものを見ることが出来なかつたからである。故に少なくとも今の文永時代の諸曼荼は、總歸命といはなければならぬ。これに對すれば建治以後のものは、三國の四依は南無を冠らして居るが、天部以下には之を略して居る。故に古來これを四聖歸命式と呼んで居るが、文永時代と建治以後とはその様式に於て總歸命と四聖歸命との相違を認めねばならぬ。隨つて此の相違は弘安後相違に比敵すべき重大の相違といふべきである。此に於てか曼荼羅形相の變化に就て、總歸命と四聖歸命とに依て先づ文永時代と建治弘安時代と二期に分たねばならぬ。而して文永時代は始顯後未だ日淺い故に練磨

時代に屬し、建治以後は之に對すれば正しく整備時代と稱すべきである。更に整備時代の四聖歸命式の中に、文永建治を一貫する善徳十分と法華三部立脚の隨他意期と、純本門立脚の弘安以後の隨自意期とを分つべきである。即ち



右の如く、曼荼羅の形相の上に先づ文永と以後との二期を大別し、更に形相整備の純雜に依て建治弘安の二期を分つが當然であつて、更に細分すれば五期となるのである。

斯く分類することが果して正統とすれば、此に一の問題がある即ち古來佐渡始顯を以て身延相傳の總歸命式となす説と、又某氏所藏(董師「大曼所羅私考」第一圖)の四聖歸命式となす説である。我等は從來の諸論に順すれば身延相傳の總歸命式を取るものであるが、古來の一説には他の四聖歸命式をも認めて、兩式を表裏の本尊となし、化導記等の傳説は總歸命式であるが、教行の票式としての本尊が四聖歸命式で、建治弘安に具略はあるが、これは始顯の四聖歸命式の寫である。(「日蓮主義大觀」<sup>一三二五</sup>、「日蓮聖之研究」<sup>二二四</sup>)といふが、若し吾等の結論が誤でないとするれば、これは多を以て少を律した皮相の論斷と見ねばならぬ。佐渡始顯の本尊が明治八年まで、身延に珍藏せられ又朝師以來これを認めたことは前掲の靈寶目錄に明かであり、就中亨師の摸寫には

五十二歳佐渡、此本尊宗祖發軔之大曼荼羅也。絹地巾二尺六寸一分、長五尺八寸二分、外口讚有之。裏書慶長十四巳酉仲夏日遠。

とあるに就ても明かである。然るに他の四聖歸命式のものに就ては、董師は

近來或者は佐渡始顯の本尊を以て正宗とし、神田某氏所藏のものを以て眞筆と稱し、是を以て本尊圖式の一定模範となさんとす云、然るに該本尊は其の眞傳は且らく措くも、諸尊の配坐佛部に於て、諸佛と四菩薩の位置余の本尊と異る（右は三世諸佛、左は分身諸佛にて、本化兩大士の間に配せり）即佛部菩薩部交錯せり、是は台密胎藏界の八葉九尊の位置に準じ玉へる歟、又佐渡始顯の本尊なるものは、古來惣歸命の本尊と稱し、佐渡一の谷にありしを後身延山に納む、同山回祿の災にかゝり今は無し、其寫しと稱する遠沾亨師の筆、現今玉澤に在り、就て之を某氏所藏のものと對照するに甚だ相違の点あり。（宗乘講義錄）

等と詳説せるに徴しても明かである。田邊師の「日蓮聖人の本尊論」一三五参照。

更に上掲前後兩期の形相に照らして、研究すべき一曼荼羅がある。これは弘安四年五月十五日衛護大日本國とある本尊である。これに對しては某教團では絶對的眞蹟とし、當時學者間に相等論難往復があつたのであるが、該本尊はその勸請式を見れば、大体建治式であつて佛部に善徳十方を配し、且つ本化の四菩薩を「大菩薩」に造つて居るが、大菩薩と書したのは他に一つもないのみが又蓮華部の菩薩部に勇勢、妙音(右)、觀音(左)を配し、諸天部に明星天子以下に七曜九曜二十八宿(右)、破軍七星等を配し、更に「閻羅十王等」「大摩利支天王(右)」「大去斯天神」「十二神王(左)、又天照八幡の中央に「聖天子金輪聖王」を勸請して居るが、「十二神王」は建治年間(二〇、二一)には見えるが、その他は殆んど他に見ない所である。就中建治式善徳十方を安ずる形相に弘安四年とし、又蓮華部以下の他に見ぬ諸尊を配すること、更に所有經文の讚文を掲ぐる等、その形相に於て又内容に於て、丁度遺文中に於ける三大秘法鈔と比敵すべきものであらう。

以上を大曼荼羅の形相上の總論となし、以下各部の諸尊に就て研究を進めんとするものである。

## 後篇 各論

### 一、佛部の諸尊

前編に於て曼荼羅の形相の變遷を大觀した故に、以下後編の各論に於て各部の諸尊に就て詳説し、古來の口傳等の意味をも多少吟味して見たい。先づ佛部に就てこれを述ぶるならば、その典據は我曼荼羅の儀軌たる本尊鈔に置くべきはいふ迄もない。同鈔には

其本尊爲<sub>レ</sub>法體、本師娑婆上寶塔居<sub>レ</sub>空、塔中妙<sub>〇</sub>經左右釋迦佛身寶佛、釋尊脇士上行等四菩薩(九四)

とあつて、佛部の諸尊は正しく弘安以後の所謂再治のものに一致するのである。然るに佛部に就て見れば、前述の如く他に更に二種の様式がある、即ち法華曼荼羅の中心をなす、寶塔品の二佛並座の儀相の兩側、本化の四菩薩の間には法體と形相の兩様の説明が必要である。然し法體論に就ては既に述べたる如く、壽量顯本に依て「諸佛は釋尊の分身なり」の一言に盡きるのである。形相に就ては矢張壽量顯本に依り、法華三部に依り諸尊を出すならば(一)の東方善德佛は普賢經の十方佛の代表、十方分身諸佛は總體で寶塔・累品・普賢經に見ゆる所である。此の中には大日彌陀樂師等悉く攝せられて居るのである。(二)の兩部大日を更に加へたものは、これには少なくとも次の二様の意味がある。

一、密教々主開顯の意

二、兩部曼荼羅開顯の意

即ち壽量顯本に立脚し、且つ八葉九尊の配當に相當することは前述の如くであり、就中佐渡始顯と稱する四聖歸命式の

佛部は多寶、上行、善德、無邊行(右)、釋迦、淨行、分身、安立行と交互に佛菩薩を配したことは、佛部と八葉との史的關係を物語るものであるが、此の傳統を脱却した所に未曾有の義が存するのである。日朝の法華曼荼羅八葉九尊圖(一六六)が、中央に寶冠無量壽決定如來を安じ、右に多寶如來(金剛界大日)、左に釋迦如來(胎藏界大日)を配して、これを中台となし、八葉に本迹二門各四菩薩を配して、二門開顯の意を表したのも同意であるが、上述(二)の場合は(一)の二尊を中台外に出して八葉に配し、(一)の場合は二佛をも中台外に出す時は八葉九尊なのであるが、斯の如き傳統を脱したのが我が大曼荼羅である。右の意は法華取要鈔に

教主釋尊既五百塵点劫已來妙覺果滿佛(中尊)(一)。大日如來、阿彌陀如來、藥師如來等、盡十方諸佛我等本師教主釋尊所從也(傍尊)(二)。華嚴經十方台上毗盧遮那、大日經金剛頂經、兩界大日如來、寶塔品多寶如來左右脇士也、此多寶佛壽量品教主釋尊所從也(傍尊)(三) 二六〇

とある。(一)と(三)とが建治式兩様の佛部の意に當るものである。併し乍ら此の顯密を顯教に、顯教を法華三部に、更に三部を法華一部に、又これを本尊鈔の意に依て但限八品に還元すれば、全く弘安以後の本佛兩尊四士を以て佛部の尊とすることになるのである。若しこれを更に壽量開顯に還元すれば、境智冥合せしめて兩尊を本佛に攝すべきであるが、二尊は法華眞實の證明で、又法華曼荼羅の象徴である故に、本尊鈔に本佛兩尊四士を以て佛部の尊としたのである。

又古來の相傳に依れば佛部を以て「三身所表」(二六九)と判ずるは、自ら建治式の上の所談で善德分身に及ぶものであるが壽量顯本の意に依れば須らく三身一体の義と解すべきで、阿沙縛鈔に三身四土の義に就て、「塔表法身、多寶報身、釋迦應身」と解して「文句意也」と圓明房の記に依て述べて居るが、若し宗義として多寶を報身、釋迦を應身と



解し、三身即一の法身を中尊と解するが本門の實義である。内證佛法血脈に「妙○經者久遠實成三身即一釋迦牟尼尊」<sup>七</sup>とあるはこれである。併し乍ら且らく經文の説相に就ては寶塔品の二佛並座は必須條件である故に、經文能詮の二佛並座（迹門）と所詮の本佛（本門）と能所並舉、二門合成を以て法華曼荼羅の尊としたのである。故に造像の時は日眼女鈔、眞間釋迦佛、中山の二具十体等何れも一尊四士たる神力別付の形相に造るのであるが、中山祐師の善根記等には二尊四士の造像もあつたのである。

次に本化の四菩薩に就ては、これ涌出品に出づる本化六萬恆沙の上首なることはいふ迄もない。而して涌出品の説相に依る父子少子老の善巧が、壽量顯本の導火線をなしたものである。若し四菩薩を脇士とせることは、本尊鈔に「釋尊脇士上行等四菩薩<sup>一〇</sup>といひ、報恩鈔に「釋迦多寶外の諸佛（善徳、分身）並に上行等四菩薩脇士となるべし<sup>二五</sup>とあるに依れば、前者は弘安式、後者は建治式となるのである。これに就て古來釋迦多寶をも脇士と見た説があるが善徳分身は取要鈔等の意に依ても脇士の意はあるが、三身一体境智冥合の意に依れば、境智の外に本佛なく、本佛を離れて境智はない故に、建治式では善徳以下、弘安式では四菩薩を以て脇士とすべきである。故に四菩薩造立鈔には「本門久成の教主釋尊、並久成の脇士地涌の上行等の四菩薩<sup>五六</sup>と述べ、本尊鈔には「此時地涌千界出現、本門釋尊爲脇士、一闍浮提第一本尊可立此國<sup>七八</sup>」と共に弘安式に就て述べた所以である。然るに藻原流の向門日海記には

天竺<sup>ニ</sup>法<sup>ニ</sup>賞<sup>ニ</sup>翫<sup>ノ</sup>人<sup>ハ</sup>客人脇<sup>ニ</sup>居<sup>スル</sup>也。仍多寶<sup>ハ</sup>客佛<sup>ナレ</sup>脇<sup>ニ</sup>、地涌上首上行大士居給也（二一四三）

とあるが、これ寶塔品の主客を顛倒した誤であらう。併し多寶大日同一法身なることは、取要鈔に「兩界大日如來、寶塔品多寶如來左右脇士也<sup>二九</sup>」と述べ、報恩鈔には「兩部の大日如來を即從等と定めたる多寶佛<sup>七四</sup>とある如く大日脇士の義はある故に、善徳十方は脇士の義であるも、二佛脇士の義はないのである。これに就ては別項に詳説する所

である。

四菩薩を脇士とすることは明かであるが、然らば何故に菩薩を以て佛部に配したかといふに、四菩薩造立鈔には四大士を「久成の脇士」と述べて居るが、久近の別はあれ菩薩は菩薩である。されば古來これに就て或は「果地に約す」といひ。(資料一<sup>二二六</sup>)、或は「釋尊の支分」。(同二<sup>二二三</sup>)、或は「佛界所具菩薩界」。(同二<sup>二二六</sup>)、或は「佛界所攝」。(同二<sup>二二七</sup>)或は「從本垂迹」。(同二<sup>二二三</sup>)或は「佛地邊の菩薩」。(同二<sup>二二八</sup>、二<sup>二二九</sup>、二<sup>二三〇</sup>)等と種々の説を存するのであるが、本尊鈔には地涌千界教主釋尊初發心弟子也。寂滅道場不來、双林最後不訪、不孝失有之、迹門十四品不來、本門六品立座但八品之間來還。<sup>二三八</sup>

と經文の出所を明かにし、曾谷鈔<sup>二二九</sup>又之に同じ。呵責謗法鈔には

四十余年並に迹門十四品の間は、一人も初發心の御弟子なし。此四菩薩こそ五百座点劫より已來、教主の御弟子として、初發心より又他佛につかずして、二門をふまさる人々なりと見えて候。<sup>二六〇</sup>

と迹化他方來等一切の菩薩に簡び、文既に他佛につかずといひ、本佛最初の弟子なること、經文既に「令初發道心、今皆住不退」と説くに依ても明かなる如く、菩薩なるも因位にあらずして果地の菩薩である。これ古來佛地邊の菩薩と稱する所以である。随つて又佛界の所攝であり、又釋尊の支分と稱せられて、これを佛部に列する所以である。且つ壽量顯本が本化の菩薩に依て成就せられた故に、久成の教主の所表には必ず本化を以てしねばならぬのである。これ本尊鈔に迦葉阿難を脇士とする小乘の釋尊、文殊普賢を脇士とする權大乘、涅槃經、迹門の釋尊と簡んだ<sup>二九四</sup>所以であり、又古來の富士派の口傳に四菩薩を以て、本尊所顯のあし<sup>二九〇</sup>ばとする説の存する所以である。されば古來諸尊に就て三種又は四種の智識の説となす中、四菩薩を以て教授の智識(資料一<sup>二七九</sup>、二<sup>二六四</sup>)とも稱して居る。

又古來此の四菩薩の所表に就て、輔正記九には四徳の所表（資料二三五九、以下書名なきは資料と定む）となすを始めとして、或は四大、四方、四佛知見、四門、四諦、四教、四土（二三六〇）等の所表となし、又中尊の首題と合して五尊五大、五色、五形、五性、五氣、五味、五音、五方、五行、五季、五藏、五轉、五戒、五常、五山、五龍、五神、五時等（同上）の所表となすのである。勿論見方に於ては種々の所表に見られるのであるが、斯くの如き類通法門は古天台以來の特殊の解釋法であつて、法門的に何等の意義のあるものではない。

## 二、首題と兩尊との義意

上來佛部の諸尊に就て述べたのであるが、法華曼荼羅はその中心を寶塔品の二佛並座に置き、本門の開顯に依て二佛は境智の二用を表して、二佛の境智冥合の外中尊なく、中尊の境智の外二佛はなく、迹門は境智の二佛、本門は冥合の一佛、即ち体用兼舉以ての意を示したのが我曼荼羅の中心である。而して此の体用一体の中尊に對して、四菩薩を脇士としたのが大曼荼羅である。故に若し二尊四士といへば迹門開顯を正意とするもの、一尊四士は本門開顯を正意とするものと解すべきである。開目鈔に

迹門方便品は一念三千二乗作佛を説て、爾前二種の失一つを脱れたり、いまだ發迹顯本せざれば、まことの一念三千あらはれず、二乗作佛も定らず、乃至爾前迹門の十界の因果を打やぶつて、本門の十界の因果をとき顯はず、此即ち本因本果の法門なり、九界も無始の佛界に具し、佛界も無始の九界に備りて、眞の十界五具一念三千なるべし三五六と述べし如く、九界所具の佛界の一念三千たる二乗作佛を證したのは迹門の二佛であり、佛界所具の九界の無始久遠の一念三千たる本因本果の成道を示したのが本門の壽量本佛である。而して此の壽量本佛を曼荼羅には常に七字を以



支障は無いのである。然るに若し三秘の二法としても、同年七月の富木殿御返事の如く

佛滅後二千二百二十余年于<sup>レ</sup>今壽量品佛與<sup>二</sup>肝要五字<sup>一</sup>不<sup>三</sup>流布<sup>一</sup>。<sup>九七七</sup>

と與の一字を加ふる時は、本尊は佛、題目は法と判然するのであるが、先の文とて次下の文に「彼廿四字與<sup>三</sup>此五字<sup>一</sup>其語雖<sup>レ</sup>殊其意同<sup>レ</sup>之」とあるに徴すれば報恩鈔の如く本門の本尊とは教主釋尊を意味し、矢張三秘の二法中題目に簡んだと解すべきで(三)富木鈔の「壽量品佛」と同意である。随つて單に本尊を明す時には法に約して五字を以てすることもあるが、若し三秘に約する時は「本門の本尊」「壽量品佛」「本門教主釋尊」等と佛に約するのが通例である。

更に進んで曼荼羅の中尊と傍尊の二佛に就ては、中央の首題は題目を寶號とする本門開顯の壽量本佛であり、これに對すれば傍尊の迹門寶塔品の二佛は迹佛でなければならぬ。然るに遺文中此の所明甚だ明瞭を缺くのである。先づ遺文に於ける所明に就て見れば

(一) 本尊鈔 左右釋迦佛多寶佛 九四〇

(二) 報恩鈔 所謂寶塔の内の釋迦多寶 一五〇九

(三) 四條鈔 靈山の教主釋迦、寶淨世界の多寶如來 一九八六

右の如く且く三様の別があつて(一)は本佛の左右と位置を示し、(二)は迹門開顯に約し、(三)は正しく此土の教主に約して述べて居る。随つて中尊は寂光の本佛、傍尊は此土の教主と解すべきである。されば本尊問答鈔に迹門の二佛並座を中尊とせる、不空の觀智儀軌の本尊を評して

不空三藏の法華儀軌は寶塔品の文によれり、此は法華經の教主を本尊とす、法華經の正意にあらず。<sup>九七五</sup>  
と述べて(三)の靈山教主と同意を以て述べられて居るに依て明かである。若し實相鈔には

本門壽量品の古佛たる釋迦佛、迹門寶塔品の時涌出し給ふ多寶佛、涌出品の時出現し給ふ地涌の菩薩等を、先づ作り顯はし奉る事、予が分齊にはいみじき事也。<sup>〇六</sup>

と述べし如きは、靈山の教主たる應身を寂光の本佛に攝して、本門の釋迦迹門の多寶とを出して、二門開顯の意を表し、本化の四大士を脇士として擧げられたのである。又報恩鈔には

月氏には教主釋尊寶塔品にして、一切の佛をあつめさせ給ひて大地の上に居せしめ、大日如來計寶塔の中の南の下座にすへ奉りて、教主釋尊は北の上座につかせ給。此の大日如來は大日經の胎藏界の大日、金剛頂經の金剛界の大日の主君なり。兩部の大日如來を郎從等と定めたる多寶如來の上座に、教主釋尊居させ給。<sup>〇七</sup>

とあるが、此にいふ教主釋尊とは本門の教主釋尊の意で、正しく同鈔に「教主釋尊を本尊とすべし」とある中尊の意で、隨つて今の塔中の教主釋尊とは、これ境智冥合應即法身の中尊本佛の意と解すべきである。取要鈔に大日彌陀樂師等の本師を釋尊と述べ兩部大日等を多寶の脇士となし、又多寶佛を本師の所從とせるは全く同一釋相である。故に同じく釋迦佛といふも或は本門又は壽量と限定せられ、或は法華經、或は題目を以て表したるは孰れも壽量開顯の本佛であつて、迹門寶塔品に於ける二佛並座の靈山の教主とは自ら別である。故に呵責謗法鈔には

二千二百余年が間教主釋尊の繪像本像を賢王聖主は本尊とす。(二佛の一)然れども但小乘、大乘、華嚴、涅槃、觀經、法華經の迹門、普賢經等の佛、眞言大日經等の佛、寶塔品の釋迦多寶等をば書ども、いまだ壽量品の釋尊は山寺精舍にまします。<sup>一六〇</sup>

と述べたのはそれである。故に此の本佛を内證佛法血脈には「久遠實成三身即一釋迦牟尼佛、常寂光土靈山淨土唯一教主。」<sup>七二</sup>と權迹の諸佛に簡んで明瞭に述べられて居る。されば眞言天台勝劣事には大日法身に簡んで

大日如來と云は法華經の自受用報身にも及ばず。況法華經の法身如來にはまして不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>及。法華經の自受用報身とは眞言には絶<sub>レ</sub>分不<sub>レ</sub>知也。<sup>三六</sup>

と遊ばされたる如く、大日の如く單法身にあらず三身即一の法身如來であつて、靈山の教主にあらず、南無妙法蓮華經を寶號とする寂光の本佛である。

中尊と二佛との關係に就ては既に二門の教主、應法の二身、靈山寂光等の相違のあることを述べたが、更に中尊と二佛との關係に就ては、境智、生死等の二法に約して之を釋して居るが、四條金吾殿御返事には方便品の諸佛智慧乃至諸法實相を釋して

此經文に諸佛とは十方三世一切の諸佛、眞言宗の大日如來、淨土宗の阿彌陀、乃至諸宗諸經の佛菩薩、過去現在の總諸佛、現在の釋迦如來等を諸佛と説き舉て次に智慧といへり、此の智慧とはなにもぞ諸法實相十如果成の法体也。其法体とは又なにもぞ南無妙法蓮華經是なり。釋に云く實相深理本有妙法蓮華經といへり。其諸法實相と云も釋迦多寶の二佛とならうなり。諸法をば多寶に約し、實相をば釋迦に約す、是又境智の二法也。多寶は境なり釋迦は智なり、境智而二にしてしかも境智不二の内證なり。<sup>三六</sup>

となる如く壽量文底の妙法五字は諸佛の智慧で、その智慧の体は諸法實相、本有の深理妙法五字である。その諸法の境と實相の智とが迹門には釋迦(智)、多寶(境)の應法二身と現したのである。故に而二は迹門の二佛であり、不二は本門の壽量本佛の妙法五字である。故に諸法實相鈔には「萬法の當体のすがたが妙法蓮華經の當体也といふ事を、諸法實相とは申すなり。」<sup>三五</sup>と述べ、血脈鈔には「妙は死、法は生也、此生死の二法が十界の當体也。乃至釋迦多寶の二佛も生死の二法也。」<sup>三七</sup>と釋し、曾谷鈔には「境智の二法(而二迹門)は何物ぞ但南無妙法蓮華經の五字也(不二本

門) 二五 と述ぶる所以である。更に實相鈔にはその關係を明かにして

法界のすがた妙法蓮華經の五字にかはる事なし。釋迦多寶の二佛と云ふも、妙法等の五字より用の利益を施し給ふ時、事相の二佛と顯はれて塔中にもうなづき合ひ給ふ。乃至寶塔の中の二佛並座の儀式を作り顯すべき人なし。是即壽量品の事の一念三千の法門なるが故也。されば釋迦多寶といふも用の佛也。妙法蓮華經こそ本佛にては御座

候へ。八九五

と妙法は体の本佛、二佛は用の迹佛であつて、二佛内證の事の一念三千なる体の本佛は境智不二、生死一如の一佛である。而して此の壽量文底事の一念三千自受用身を顯はすには、二而の迹門の二佛に俟たねばならぬのである。即ち二佛の内證たる不二の本佛一如の本法は而二の迹佛に依て顯はるゝのである。

南無妙法蓮華經(不二本佛)

實相—妙—死—智—釋迦  
諸法—法—生—境—多寶 (而二迹佛)

その所顯の姿を法衣書には「要當說眞實は教主釋尊の金言、皆是眞實は多寶の證明。」四六〇と、即ち而二の二佛が共に眞實を證誠したのが、事の一念三千の妙法五字である。且つ經文に於けるその所顯を新尼鈔には

今此の御本尊は教主釋尊の五百塵点劫より心中にをさめ給ひて、世に出現せさせ給ひし四十余年、其後又法華經の中にも迹門はせずして、寶塔品より事をこり(而二)壽量品に説き顯し(不二)神力屬累に事極りて候。七〇と釋成し、更に日女鈔にその本尊の所顯事情を示して

爰に日蓮いかなる不思議にてや候らん、龍樹天親等、天台妙樂等だにも顯はし給はざる大曼荼羅を、末法二百余年の頃はじめて法華弘通のはたじるとして顯はし奉るなり。是全く日蓮が自作にあらず、多寶塔中の大牟尼世尊分



身の諸佛よりかたぎたる本尊也。<sup>二五六</sup>

と遊ばされし如く、此に「すりかたぎ」とは全く二佛塔中に於て境智冥合、生死一如して證誠した意である。更に此の意味を具体的に説いたのが、阿佛房御書の「法華經の題目寶塔なり、寶塔又南無妙法蓮華經也。」<sup>二五二</sup>の意である。

されば古來此の證誠の意を種々に口傳して、或は證明（一<sup>一五三</sup>、二<sup>二三八</sup>）或は寶塔の儀式（二<sup>二三八</sup>）、或は諸佛同道（一<sup>一五三</sup>、二<sup>二二九</sup>、三<sup>三〇七</sup>）、或は境智冥合（一<sup>一五三</sup>、二<sup>二〇七</sup>）、或は不二一体（二<sup>二四一</sup>、三<sup>二六八</sup>、七<sup>二二</sup>、二<sup>三三〇</sup>、一<sup>一七三</sup>、三<sup>三〇三</sup>）、或は不變隨緣（一<sup>一三</sup>、二<sup>二四〇</sup>）等と釋して居るが、要するに中尊と二佛との關係を示すに外ならぬのである。又古來二佛脇士の説（一<sup>一八六</sup>、二<sup>三〇七</sup>）があるがこれ既に述べたる如く報恩鈔等の意に反するものである。

### 三、境智冥合と佛界緣起

中尊と二佛との關係は詳説したが、更に二佛の位置即ち上下に就て見るに、既に報恩鈔に「釋迦は北の上座につかせ給」とある如く、又寶塔品に「從東方來」とあるに依て、寶塔は西向（一<sup>一六七</sup>、三<sup>三〇〇</sup>、二<sup>六九</sup>、一<sup>七四</sup>）靈山は東向であるから、或は天竺の法、或は和漢車内の座、或は賓主の禮、或は境下智上（一<sup>一</sup>）等の説をなし、釋迦は賓にして上座、多寶は主なれば下座といふのである。由來釋迦多寶の二佛並座は寶塔品に出で、觀智儀軌に依て始めて曼荼羅化されたので儀軌に「窣塔婆塔中、畫釋迦牟尼如來、多寶如來、同座而坐、塔門西開」とあるのが始めて、兩密の法華曼荼羅に釋迦多寶（阿沙縛鈔二<sup>三七〇</sup>、覺禪鈔二<sup>二五四</sup>）を列して、釋迦は向つて右、多寶は左になつて居る。然るに承澄の阿沙縛鈔二には

釋迦多寶左右佛異義不同也。一釋迦右多寶左是形也。多寶如入禪定尊左也。釋迦說法主是智右也。定左惠右可。

居事也。一釋迦左多寶右、多寶自<sub>レ</sub>本坐<sub>三</sub>塔中<sub>一</sub>、釋迦後入<sub>レ</sub>塔坐、仍世間准<sub>三</sub>客人<sub>一</sub>令<sub>レ</sub>坐<sub>三</sub>左<sub>一</sub>、世以<sub>レ</sub>左爲<sub>三</sub>上<sub>一</sub>、是饗應意也(三二六七)

とあるが、我曼荼羅の二佛の位置は後義に一致するのである。又啓運鈔(三一六)には或抄を引いて天台法華曼荼羅釋迦北多寶南、本尊曼荼羅釋迦南多寶北。

その位置の相違を兩密の異となして居るが、若しこれに依れば我が曼荼羅の二佛は台密に一致するものである。世間節句の親王の位置、御眞影の聖上の位置に合するものである。報恩鈔に「教主釋尊は北の上座につかせ給ふ、多寶佛の上座に教主釋尊居させ給ふ。」といふのがそれである。

若し二佛の境智冥合に就ては、法身の多寶が下座、應身の釋迦が上座なることが既に佛上座下、佛下座上の境智冥合である。これに就て啓運鈔三十一には左の如く三重の境智冥合を説いて居る。

三重 (境) 虚空—寶塔—多寶  
(智) 寶塔—二佛—釋迦 (冥合)

然らばかゝる境智冥合とは何の所表かといへば、これ能所、迷悟、生佛の一体不二を表したもので、釋迦多寶の境智冥合は二佛一体の所表で、經文に之を求むれば五百由旬の寶塔である。宗祖は阿佛房御書に「法華經の題目寶塔なり、寶塔又南無妙法蓮華經也。」と遊ばされし如く、寶塔即妙法五字の所表であり、これ二佛内證の本法たる南無妙法蓮華經である。されば朗門の本尊相傳には

釋迦多寶並書事妙法内證顯習也。謂妙法色心二法心會二法也。亦境智、又理智、定慧、生死、兩眼、兩足、眞俗一体不二成妙法云、爾多寶既入滅死也、全身有法也。境也、理也、色也。釋迦現世教主生也、說教主智也。首題左右

書之、妙法境智一如、色心不二云事顯也。(二六九)

と説く所以であつて、かゝる二佛の冥合はこれ二佛の感應であり、その實義は生佛の感應、此の生佛感應一体不二の極意は、これ實に一大事因縁たる衆生成佛、即身成佛の所表に外ならぬのである。故に成佛用心鈔に

佛になる道は境智の二法にあらずや、乃至此の境智合すれば即身成佛する也。法華經以前の經は境智各別にして權教なるが故に成佛せず、今法華經にては境智一如する故に成佛する也。一四五

とは正しくその意であつて、四條鈔の苦樂一如一四四も此の意に外ならぬし、本尊鈔の自然護與も亦その結果を示したものに外ならぬのである。此の点に就ては風間前學長が「御本尊座配に就て」に詳説せる所である。

更に此に一の注意すべきことは、曼荼羅内に於ける二佛と四菩薩の位置である。若し釋尊を以て北の上座とすれば當然四菩薩も上位の上行無邊行は釋尊と同一側に列せられなければならぬ。然るに茶曼荼羅には逆に上法の菩薩が南の下座に多寶如來と列座して居る。故に若しこれに就て寶塔が西向で二佛も西向に並座し、これに對して上行等の四菩薩以下九界の賢聖が「一心合掌瞻仰尊顏」の敬虔の態度を以て東方に向つて居るとすれば、二佛の北上南下に對して四菩薩も亦北上南下となり、今の曼荼羅の位置でよいのである。併し乍ら若し四菩薩を本佛の脇士とすれば、上述の如く二佛と對立するのでは脇士の義をなさぬのである。然るに若し阿佛房御書に依れば

されば故阿佛房の聖靈は、今いづくにかをはずらんと人は疑ふとも、法華經の明鏡をもつて其影をうかべて候へば靈鷲山の山の中に多寶佛の寶塔の内に東むきにおはすと、日蓮見まゐらせて候。一四九

とあるに依つて、上行等も乃至阿佛房も共に東向きと解すべきとすれば、本尊鈔の「釋尊脇士上行等四菩薩乃至四菩薩眷屬雲閣月卿一四九」の意が解せられぬのである。斯く佛界九界對立とすれば曼荼羅に於ける佛界緣起の義が成せず、

佛界緣起の義が成ぜねば本門の本尊でないのである。曼荼羅法に於ては一往生佛の形相を認むるも、曼荼羅これは事の一念三千常寂光土の相貌なる故に、諸佛は一壽量本佛の体内の別相であつて、形相は九界を表するも本佛の隨縁の外相に外ならぬのである。即ち靈山に於ける八品所顯の感應成就の貌に外ならぬ。故に御義等に「俱出靈鷲山」の文を以て、本尊の依文とするのは且らく靈山往詣の因行に寄せたまで、あつて、實義に依れば「我土不毀天人充滿」の果徳を執るべきである。されば本尊鈔には

夫始自<sub>レ</sub>寂滅道場花藏世界<sub>ニ</sub>終<sub>ニ</sub>千沙羅林<sub>一</sub>、五十余年之間、花藏密嚴<sub>ニ</sub>變四見之三土四土、皆成劫之上無常土所<sub>ニ</sub>變<sub>レ</sub>化<sub>一</sub>、方便實報寂光安養淨瑠璃密嚴等也。能變教主入<sub>ニ</sub>涅槃<sub>一</sub>所變諸佛隨滅盡、土又以如是<sub>ハニ</sub>。

と正しく爾前を無常の土と貶して、これに簡んで本門開顯の淨土を「今本時娑婆世界、離<sub>ニ</sub>三災<sub>一</sub>出<sub>ニ</sub>四劫<sub>一</sub>常住淨土。」と述べて、所謂四十五字の法体は佛法妙の内容に外ならぬ。次で右常住の淨土を具體的に示したのが「其本尊爲<sub>レ</sub>体」等の八十九字の本門の本尊である。且つ此の本尊を「如是本尊在世五十余年無<sub>レ</sub>之八年之間但限<sub>ニ</sub>八品<sub>一</sub>」と本門八品顯現とせられたのである。法華取要鈔に

法華經本門來<sub>ニ</sub>至略開近顯遠<sub>一</sub>、自<sub>ニ</sub>華嚴<sub>一</sub>大菩薩<sub>ニ</sub>乘大梵天<sub>一</sub>、帝釋日月四天龍王等位隣<sub>ニ</sub>妙覺<sub>一</sub>又入<sub>ニ</sub>妙覺<sub>一</sub>也。若爾者今我等向<sub>レ</sub>天見<sub>レ</sub>之、生身妙覺佛居<sub>ニ</sub>本位<sub>一</sub>利<sub>ニ</sub>益衆生<sub>一</sub>是也<sub>ハニ</sub>。

とある如く、九界の諸尊も佛果々上の大士である、故に佛界緣起の大曼荼羅と稱するのである。

斯の如く佛界緣起の曼荼羅なる以上、九界の諸尊といふのも外相の意で、内證は佛果々上の大士なる故に、上行以下<sub>レ</sub>の諸尊も曼荼羅即ち諸佛聚の尊なる以上、何れも二佛の如く西向でなければならぬ。故に弘安五年作と稱せらるゝ寶塔繪曼荼羅（御本尊寫眞鑑、一、第十七圖）の諸尊は宗祖に至るまで何れも前に向て居るのである。又土佐大藏筆と

稱する玉澤の十界繪曼荼茶(御眞蹟寫眞帳第十四卷)の諸尊は、宗祖のみ東向となつて居るが、これ宗祖が末法の導師として「日蓮魁したり私黨共二陣三陣」の意を示したもので、前の阿佛房御書の「阿佛房聖靈東向におはす」とは、矢張二陣三陣の意を表したものである。若し宗祖が曼荼羅中にて前面に向へるは、末法の導師として曼荼羅内(佛果)より末法の衆生を引導する意で、これ宗祖も本尊の一分ではあるが富士派の如く本佛の意ではないのである。

上述の如く曼荼羅は佛界緣起の相であるが、既に輪圓具足といふ如く諸尊は雜然たる諸佛聚ではない。佛部に於ては應身北上、法身南下に配して境智冥合し、又四菩薩も下位(淨行安立行)を上位(上行無邊行)に上位を下位に配せられたる境智冥合である。若し蓮華部の諸尊に就ては佛部の多寶(定)、釋迦(慧)に對して文殊(慧)、普賢(定)とする(二六九)はこれ左右と上下兩段に於ける境智冥合である。又その他の諸尊に就て風間前學長の研究に依れば、諸經に於ける右勝左劣、左勝右劣の所明に依る境智冥合が示されて居るが、蓮華部以下は大体右勝左劣即ち舍利弗は上根(右)迦葉は中根(左)、梵天は三界の主(右)、帝釋は切利天の主(左)、又日天(右)、月天(左)、天台(右)、傳教(左)、天照(右)、八幡(左)等の如くであるが、蓮華部以下は左右對立に依て境智冥合を示したものと知るべきである。故に古來境智(二七〇)、定慧(一七〇)、理智(一七二)、止觀(一七四)、因果(一七五)等に約して諸尊の境智冥合の相を示して居る。

首題 (不二)

定—梵天、日天、身子、多寶  
慧—帝釋、月天、迦葉、釋迦

首題 (不二)

理—多寶、普賢、無邊、安立行  
智—釋迦、文殊、上行、淨行

首題 (不二)

止—多寶、文殊  
觀—釋迦、普賢

首題 (不二)

多寶(境)、文殊(智)、不動(境)  
釋迦(智)、釋迦(境)、愛染(智)

首題 (不二)

多寶(境界)、文殊(智因)  
釋迦(智果)、普賢(境因)

斯の如く對法に約して左右上下の境智冥合を以て、曼荼羅が雜然たる諸佛聚、功德聚にあらずして、整然たる境智冥合、諸佛感應に依り輪圓具足の相なる故に、本來尊重、根本尊崇、本有尊形の本尊と稱し得るのである。故に古來更に境智冥合を釋するに豎七重、横七重に約し、豎横相乘じて七七四十九院の相貌となし、彌勒の淨土たる梵率内院を表す(一八〇、二〇八)の釋をなすに至つたのである。豎七重とは中央首題を第一重とし、二佛左右二重、四菩薩左右四重を合したるもの、横の七重とは中央首題を別とし二佛以下を

横七重

多寶、上行、無邊行、文殊、舍利弗、大梵、鬼母  
釋迦、淨行、安立行、彌勒、迦葉、帝釋、刹女

右の如く左右七對をいふのであつて、これ又横豎相乘の境智冥合の意に外ならぬ。斯の如く曼荼羅の諸尊は佛界緣起の諸尊なると共に、境智冥合に依る諸佛聚、輪圓具足の相と解すべきである。

#### 四、蓮華部の諸尊

蓮華部の諸尊は大體九界の代表的尊の聚集で、遺文所明との相異は前述の如くである。曼來羅に於ける此の部も他部と同じく、文永時代は未確定であつて、大體に於ては建治の初年に確立し、弘安の初に一部の轉置と添削とが行はれたのである。今一般的大勢に就てこれを見れば、先づ建治の初年に確定したと見做すべきは

	菩	薩	二乘	諸	天	人界	修羅	畜生	餓鬼
右	文殊、彌勒	舍利弗	梵天、日天	輪王	修羅	龍王	鬼母		
左	普賢、藥王	迦葉	釋桓、月天			刹女			

右の如く菩薩界には迹化の四菩薩、二乘界には舍利弗迦葉、天界には梵釋日月諸天であるが、就中釋提桓因天は、因陀羅、千眼、帝釋等の諸名を列ねたが結極釋提桓因となつたのである。若し弘安の初年に轉置されたのは彌勒藥王の二菩薩である。

文永、建治 } 右、彌勒  
 { 左、藥王

弘安初年 } 右、藥王  
 { 左、彌勒

若し弘安初年の添加は天部では第六天と明星天、地獄の提婆と人界の阿闍世である。

	天	人界	地獄
右	第六天		提婆
左	明星天	阿闍世	

就中第六天は或は摩醯修羅、明星天は或は寶光天子の名を以てしたこともあり、前者建治の初年頃よりその晩年頃ま

で見へたが弘安初年頃に確定した様である。かくて建治年間に蓮華部に金剛部に流出した如き、鬼母刹女とを加へて凡そ八界が具足し、弘安初年に提婆が地獄界の代表として加へられて、此に蓮華部に九界の諸尊が具足し、これに佛部を合して十界具足したのである。

鬼母刹女の位置は文永時代は勿論、建治元年の末までは未定であり、就中建治元年十一月（身延鑑第九圖）の如きは、蓮華部に菩薩二乗の下に列せられ

右―梵天、日月、輪王、修羅

左―帝釋、鬼母、刹女、龍王

正しく蓮華部にあり、又弘安以後の曼荼羅に修羅、輪王、龍王、提婆等が概ね二段と三段との間に列せられる点から見ても、最初二段に勸請したのが諸尊の添加のため溢れて三段に列せられ、次第にそれが習慣となつて、終に後世見る如き金剛部の筆頭に位置するに至つたのであらう。故に鬼母刹女は常に天台傳教の稍上部に位し、天照八幡に對すれば正しく上部に配せられて居るのである。

若し蓮華部の諸尊に就ては、本尊鈔には「文殊彌勒等四菩薩、眷屬居<sup>三</sup>末座<sup>二</sup>、乃至權大乘並涅槃法華經迹門等釋尊、以<sup>三</sup>文殊普賢等<sup>二</sup>爲<sup>三</sup>脇士<sup>一</sup>。」<sup>〇九四</sup>とある如く、文殊普賢等は迹門等の釋尊即ち二佛の中の釋尊に就ての脇士であつて、此の事實は叡山の釋迦堂の本尊たる釋迦に文殊普賢、梵天帝釋四天王を脇士とするに徴して明かである。若し中尊に對すれば脇士たる本化大士の眷屬である。菩薩既に眷屬であるから余の諸尊の眷屬なることはいふ迄もない。その外曼荼羅の諸尊としての釋は、日女鈔にも「普賢文殊等舍利弗目連等坐を屈し<sup>三五六</sup>とある如く、これまた眷屬の意なることは、上に「釋迦多寶本化の四菩薩肩を並べ」とあるに對して普賢等「坐を屈し」とはその意である。遺文中には



その他これといふ説明はないが、若し弘安後彌勒藥王の轉置に就ては、文殊は迹門の發起、彌勒は本門の發起である故に、二門の發起が一方に偏しては境智冥合の意を成しないからであらう。若し舍利弗迦葉は四大聲聞中授記の次第に依り、上根の初と中根の最初とを出したのであらう。若し梵天は欲界の主、帝釋は三十三天の主、第六天は三界の魔王、日月明星は閻浮提の三光天子、輪王は人界の主、阿闍世は、摩阿陀の主、阿修羅は修羅界、龍王は畜生界、提婆は五逆に依て墮獄の故に地獄界を表し、且つ逆即是順の經益無盡の意を表したのである。又鬼母、刹女は餓鬼の代表として之を列し、外九界の形を現するも内證各佛果々上の尊なることいふ迄もない。又弘安以後迹化の菩薩等は往々に略されて居るがこれ眷屬なる故に之を略するも不可ないのである。即ち蓮華部以下の九界に就ては廣略の異なるも、その意は同意と解すべきである。

若し蓮華部の諸尊に就ての古來の相傳を見るに、文殊等四菩薩に就ては文殊は經の始、普賢は經の終（一三三、四〇、二七、一七、三七）文殊は智にして南陽、普賢に理にして北陰、隨て自ら上段の釋迦多寶の理智に對して、南道北滅の意と解し、上下相對して境智冥合すと云ふのである。（一三九、一四〇、一七、一五等）

右 多寶 || 文殊 — 多寶理境發 || 文殊智 || 形也  
 左 釋迦 || 普賢 — 釋迦事智契 || 普賢境 || 形也

又釋迦多寶の果の境智に對して因の境智（一三三）と解し、又釋迦三尊（一三八、二七、一五）又儀軌の八葉の二菩薩（一四〇）と解して居る。若し彌勒、藥王に就ては、慈悲の所表（一二四）境智の二尊となし

左 多寶(境) 文殊(智) 上行(智) 彌勒(境) (慈)  
 右 釋迦(智) 普賢(境) 淨行(境) 藥王(智) (悲)

右の如く上下左右相對して境智冥合となし、若し藥王は燒身の空悲(一説)の相傳によれば、弘安以後の轉置は境々智々の冥合である。配列に於ける境智冥合は、全く輪圓具足の意なること前述の如くである。

## 五、金剛部の諸尊

金剛部とは第三段で前述の如く、儀軌に於ける當部の諸尊は、今の第二蓮華部と兩側の外金剛部に接せられて居る故に、大曼荼羅に於ける此の部は全く壽量開顯の微旨に依る、三國四依並に國神等を列ねたる、二國未有と稱する部分である。若し鬼母や刹女を此の部の主尊とする如く配したことは、若し蓮華部に九界を接するとすれば、全く前述の如く蓮華部の流出とすべきである。

三國四依としては、龍樹、天親、天台、章安、妙樂、傳教等が擧げられて居るが、建治元年十一月には修禪(義眞)寂光(圓澄)の兩大師を配したのもある。併し乍ら必ず擧げてあるのは常に外相承の師と仰ぐ天台傳教であつて龍樹妙樂は略式のものには略されて居るが天照八幡を略したのではないのである。若しその配列に就ては

右 天台 龍樹 天照

左 傳教 妙樂 八幡

概ね右様に配してあるが、天親章安の位置は確定して居らぬ様である。その中八幡であるが大体は大菩薩であるが、建治の晩年より弘安の始めにかけては八幡宮と記されたものも見受ける。これ人に約したのと處に寄せて人を表したとの相違である。又古來の傳説には天照八幡を以て餓鬼界の攝(一八三)と見るのがあるが、これは鬼母、刹女を以て此の段の首尊と見たからであつて、天照八幡は輪王等と同じく人界なることはいふ迄もない。

若し此の段に於ける三國四依の配列に於ける古來の相傳には、或は弘教の論師、或は滅後の人師、或は正像の導師（一四三）、或は同行の知識（一七九、二一六）、或は八宗の高僧、或は師資相承、或は傳弘の導師（二二六、四三三）、或は靈山付屬（二六四、二四四）等と稱して、要するに三國に於ける法華弘通の先聖と解して然るべきであらう。更に十界の所攝に就ては本尊鈔等に「像法中末觀音藥王等示現南岳天台等」出現（七九四）と述べられて居るより、或は迹化の菩薩（二二七）或は僧形なるより聲聞界（二六九）、或は本地垂迹の説（二二七）をなすのであるが、これ人界の攝（二六九）であり、就中龍樹天親は内鑑冷然の師（一四四）天台傳教は外相承の師と解すべきである。

若し天照八幡に就てはこれ法華神道と重大關係があり、勿論この方面の特殊の研究を俟つものであるが、今は且らく古來の相傳に立脚してこれを述べるならば、或は單に神（二六七）といひ、天照太神は社稷の神、八幡大菩薩は宗廟の神と解し、且つ法華擁護の神なる故に日域の諸神を代表とし全神を之に攝し、就中我が國は神の國なる故に世上に準じて之を勸請すといひ、或は三十番神中の代表の二神（二一九）、或は天照は此國の主、八幡は百王鎮護の崇廟（二七三）或は天照は地神五代の始、八幡は法華擁護の人王（二二七）、或は天照は諸神の始、八幡は弓箭國家守護の神（二四）等と解し、又累品の列衆にして本佛の垂迹の説をなす等は、これ日眼女鈔に

天照太神、八幡大菩薩も其本地は教主釋尊也、例せば釋尊は天の一月、諸佛菩薩等は萬水に浮ぶ影なり、釋尊を造立する人は、十方世界の諸佛を作り奉る人なり。（二二八）  
の壽量顯本の實義に依り、又善無畏鈔に

天照太神、正八幡宮等是我國の本主也。迹化の後神と顯はれさせ給ふ。（二六四）  
と釋し、開目鈔には

天照太神、正八幡山王等の守護の諸大善神も法味をなめざるか、國中を去り給ふかの故に、惡鬼便を得て國すでに破れなんとす。(四七五)

と釋し、曾谷鈔には

天照太神は魂を失つて氏子をまほらず、八幡大菩薩は威力よはくして國を守護せず、結句は他國のものとならんとす。(四七八)

等は安國論の主張に依る、謗法に依る守護神去國の釋である。若し神國王書には「其上神は又第一天照太神、第二八幡大菩薩、第三は山王等の三十餘社。」(六九五)と述べて、國神中第一第二となしてその代表の意と解して居るが、古來の諸義は右の文意より出づるものであらう。若し十界の攝に就ては或は鬼畜攝(一八三、二六八)或は天界の攝、或は人界(二六三)として居るが、此の段の諸尊は人界と解すべきであらう。前述の如く此の部は儀軌の第三金剛部に當るのであるが、今は此の部の諸尊を第二の蓮華部と兩側に配して、此の部は全く壽量開顯の微旨に依て、三國四依と我が神祇を以て諸尊としたのである。

## 六、四天王と二明王

最後に外金剛ともいふべき兩側の四天王、二明王であるが、四天王は法華に出で且つ不動明王と共に儀軌の金剛部の尊である。若し愛染明王に就ては經王殿御返事に

さいはいは愛染の如く、福は毘沙門の如くなるべし。いかなる處にて遊びたはふるともつゝがあるべからず。遊行無畏如師子王なるべし。(六九八)

と左側の兩王を釋し、日女鈔には

四大天王は寶塔の四方に坐し、其外不動愛染は南北の二方に陣を取り。(二五六)  
と述べ、善神擁護鈔には

持國天は水火の災を除き、廣目天は怨敵の難を退け、增長天は衆病を消除し、多門天は夜叉の害を除かしむ、皆是帝釋の使也。天諸童子以爲給持云々、可レ秘可レ秘(五四一)

と述べ、その他最蓮房鈔〇六、實相鈔六六、等にも見え。取要鈔には「梵帝日月四天等初成已前大聖也」(四〇)と梵釋等と共に果位の大聖と判じて居るのである。

上述の如く四天王は法華に出づるが、不動愛染は正しく眞言に出づる所で、祈禱鈔に十五壇の秘法を述べその第三に不動明王法、第九に如法愛染王法、第十二に愛染王法、第十三に不動法(〇九九)等とあるに依て明かである。而してこれは前述の如く本門開顯の意に依て、我が大曼荼羅の諸尊となつたのである。

先づ四大天王に就て述ぶるならば、法華中序、方便、總持等の諸品に見え、諸經中最も明細に述べたのは、大集經第五十二月藏分に出づる所で、此のことは建治元年十一月の曼荼羅(身延鑑第八圖)に詳記せる如くである。

- 東 提頭賴吒天王品第十一(大正藏三三六) 樂勝提頭賴吒天
- 南 毘樓勒叉天王品第十二(同上三三六) 大華毘樓勒叉天
- 西 毘樓博叉天王品第十三(同上三三九) 梅檀華毘樓博叉天
- 北 毘沙門天王品第十四(同上三五〇) 拘鞞羅毘沙門天

而して儀軌は北方を上方として四方に之を配し、我が曼荼羅は兩側にこれを配して居るが、その座配並に梵漢の名字

に就ても文永、建治、弘安に亘つて相等變遷の跡が見らるゝのである。試みに始顯以來の變遷を示さば左の如くである。

左		右		位	始顯	文永建治	弘安	儀軌
下	上	下	上	置				
増	毘沙	廣	持國	始	顯	文	永	建
長	天	目	天	文	永	建	治	
不	不	不	不	元	弘	二	一	五
定	定	定	定	年	安			
博	毘沙	勒	持國	二				
又	天	叉	天	一				
増	同	廣	同	五				
長		目						
博	同	勒	同					
又		叉						
南	北	西	東					

右の如く年代に依て名字と方位とに相違があり、就中文永建治の交に於ては名字も方位も常に混用せられて居たのである。若し名字に就ては毘沙門天のみは、常に梵名を出して多聞の譯名は見ないが、持國天の如きは建治二年に梵名を見る外悉く漢名であり、若し廣目増長の二天は梵漢兩様に混用せられて居る。若し方位に就ては右側を持國増長(勒叉)左側を毘沙門廣目(博叉)とせるは、これ儀軌に依つた東南(右)北西(左)の交互に安じたものであらうが、始顯並に弘安晩年のものは、東西(右)南北(左)と順次に安じたものである。而して此の相違に就ては特別の説明はないのであるが、前者は文永建治に於ける善徳分身を佛部に配したのと同じく儀軌に影響せられたものであり、後者は弘安以後善徳分身を除去したのと同意と見るべきであらう。若し勸請の意は善神擁護鈔の如く、持國天は水火、廣目天は怨敵、増長天は衆病、毘沙門天は夜叉の災害を除去する四方の守護と解すべきである。

最後に不動愛染の二明王に就ては、眞言に依れば底哩三昧耶經上並に大日經疏九等に出づる所で、不動即無動で眞

淨菩提心大寂定の義を表し、諸法本不生の智に住して有空二邊に動ぜざる生死即涅槃の義である。されば此の菩提心は大力威猛にして永く一切の煩惱を害し、能く如來の教令印明を護持するが故に、明王を名づけ眞言不動明王法の尊で、不動曼荼羅の主である。若し我が古來の相承に依れば、不動は堅固不動の菩提心を表し、安樂行品に所謂「觀一切法空、如實相不顛倒不動不退不轉、如虛空無<sup>三</sup>所有性、一切語言道斷」と説き偈に「安住不動如須彌山」と説けるもので、實相の智の具象といふのである。若し愛染とは愛欲染着の義を以てその名となし、眞言の義に依れば此の尊は愛欲染着をその儘淨菩提心とする煩惱即菩提の義を表し、即ち衆生不有俱生の欲染を以て眞に金剛薩埵淨菩提心の愛敬とし、煩惱即菩提の理に入らしむる義である。故にその本体は金剛薩埵で正しく瑜祇經の所説愛染明王法の主で愛染曼荼羅の尊である。若し我が古來の相傳に依れば、分別品の「歡喜而愛敬」の六根淨の義はこれに外ならぬのである。

要するに二明王は兩部の境智（一<sup>一七二</sup>）或は男女陰陽（一<sup>一六六</sup>、二<sup>一六〇</sup>）或は煩惱即菩提、生死即涅槃（一<sup>一六六</sup>、二<sup>一四一</sup>、三<sup>一四〇</sup>、四<sup>一四〇</sup>）或は不變隨緣（二<sup>一四</sup>）等の二法の所表であり、若し本經になきは羅什存略（一<sup>一六六</sup>、二<sup>一三七</sup>）といひ、儀軌が西南に安するは一体の二明王（一<sup>一六六</sup>、二<sup>一三七</sup>）本迹不二（二<sup>一三六</sup>）等といふも、畢竟壽量文底の微旨に依て、法華は能開、諸經は所開なる故に、顯密の諸尊は悉く法華會上の尊（一<sup>一六〇</sup>）となし、又法華は於一佛乘の能生、諸經は分別說三の所生なる故に、所生の尊は能生の尊（二<sup>一三七</sup>）と述べて居るのである。若しその種子に就ては不動は<sup>つ</sup>han<sup>ん</sup>悍、愛染は<sup>つ</sup>ju<sup>ん</sup>、吽で儀軌に依れば不動と相對する烏芻沙摩金剛秘法（日藏修驗章疏第一）の道場觀に依て種子は<sup>つ</sup>han<sup>ん</sup>で全く愛某の種子に一致するのである。併し愛染の種子には古來種々の異説があつて

(一) <sup>つ</sup>han<sup>ん</sup> 字菩提心の義





の兩義に外ならぬのである。若し十界の攝に就ては或は不定(一四五、一二三、六八、八四)といふも、四天王と共に天部の攝である。孰れにするも儀軌の曼荼羅に由來し、且つ第三重の金剛部が三國四依、國神を以てした故に、自ら胎藏界曼荼羅の外金剛に當り、四天王と共に全く四方の守護と解すべきである。

## 七、讚文の通別

曼荼羅の本質ではないがその存在價值を明示したものが讚文である。而して此の讚文には自ら通別の二種がある。通とは佛滅後二千二百二十(三十)余年云々の文を指し、別とはその他の經疏の文を書き添へたものを指すのである。若し通に就ては佐渡始顯や、保田の萬年救護等は他と異つて、曼荼羅圖顯の事情を明記して

文永八年<sup>大才</sup>辛未九月十二日蒙御勘氣遠流佐渡國、同十年<sup>大才</sup>癸酉七月八日圖之。此法華經大曼荼羅佛滅後二千二百余年、一闍浮提之内未曾有之、日蓮始圖之。如來現在猶多怨嫉况滅度後、法華弘通之故有留難事佛語不虛也。

と(身延鑑、第一圖)書し、保田の曼荼羅には「文永十一年<sup>大才</sup>甲戌十二月日、甲斐國波木井郷於山中圖之」と執筆の時處を明記し、下部に

大覺世尊御入滅後經歷二千二百二十年雖兩月漢日三箇國之内、未有此本尊、或不知弘之、或不知之、我慈父以佛智陰留之爲末代殘之、後五百歲之時、上行菩薩出現於世、始弘宣之。

と始顯のと稍異つて居るが、矢張圖顯の事情を詳説して居る。併し乍ら是等は始顯當時である故に、圖顯の事情を明記するために詳記したのであつて、その後は通途の

佛滅後二千二百二十年之間、一闍浮提之内、未曾有大曼荼羅也

と要約して認められたのと、具略の相違であつて、文相に具略の別はあつても文意は全同と解すべきである。尙ほ弘安以後三十余年に就ては前述の如くであるが、これは曼荼羅が全く正像の二時、印度漢土日本に未有の本門の本尊なる所以を示したものである。

次に別の讚文に就ては、始顯曼荼羅には佛部の上方に藥王品の

此經則爲闍浮提人病之良藥、若人有病得聞是經、病即消滅不老不死

の文を記し、建治二年卯月日照授與のものには左右兩側の上部に斜に涅槃經の二文を引き

譬如一人而有<sub>二</sub>七子<sub>一</sub>、是七子中一子遇病、父母之心非<sub>レ</sub>不<sub>二</sub>平等<sub>一</sub>、然於<sub>二</sub>病子<sub>一</sub>心則偏重上。(梵行品、大正藏一二七四一)

世有<sub>二</sub>三人<sub>一</sub>其病難<sub>レ</sub>治、一謗大乘、一二逆罪、三一闍提、如是<sub>二</sub>三病世中極重<sub>一</sub>(現病品、大正藏一二六七一)

左側の上より下に斜に書し、右側には始顯と同一の藥王品の文と、壽量品の

餘失心者見其父來、雖亦歡喜問訊、求索治病、然與<sub>二</sub>其藥<sub>一</sub>、而不<sub>レ</sub>肯服、是好良藥、今留在此、汝可取服、勿<sub>レ</sub>憂<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>差。

の文を書して居られるが、是等の四文は文異義同である。而して此の意は高橋鈔に滅後四依の應病與藥を詳説して

醫師の習病に隨つて藥をさづくる事なれば、我滅後五百年が間は迦葉阿難等に小乘經の藥をもて一切衆生にあたへよ。次の五百年が間は文殊師利菩薩、彌勒菩薩、龍樹菩薩、天親菩薩に、華嚴經、大日經、般若經等の藥を一切衆生にさづけよ。我滅後一千年すぎて像法の時には藥王菩薩、觀世音菩薩等法華經の題目を除いて、餘の法門の藥を一切衆生にさづけよ。末法に入りなば迦葉阿難等、文殊彌勒等、藥王觀音等のゆづられしところの小乘經、大乘經並に法華經は文字はありとも、衆生の病の藥とはなるべからず、所謂病は重し藥はあさし、其時上行菩薩出現して

妙法蓮華經の五字を、一箇浮提の一切衆生にさづくべし。(七九)

と述べられ、本尊鈔に所謂「遣使還告は四依なり」と述べ、四種の四依を出し

四依有<sub>二</sub>四類<sub>一</sub>、小乘四依多分正法前五百年出現、大乘四依多分正法後五百年出現、三迹門四依多分像法一千年少分末

法初也。四本門四依地涌千界末法始必可<sub>二</sub>出現<sub>一</sub>。今遣使還告地涌也。是好良藥壽量品肝要妙体宗用教南無妙法蓮華

經是也。此良藥佛猶不<sub>レ</sub>授<sub>二</sub>與迹化<sub>一</sub>何況他方乎。(四九四)

と述べた、壽量文底の最好良藥を色香味の三秘に開いた、本門本尊の意なることを示したものである。

此の外建治二年九月本尊には神力品の

以要言之如來一切所有之法、如來一切自在神力、如來一切秘要之藏、如來一切甚深之事、皆應此經宣示顯說

の所謂四句要法の文を上<sub>二</sub>に書し<sub>一</sub>、左側には

妙法華經皆是眞實(寶塔品)、四十余年未顯眞實(無量義經)、世尊法久後、要當說眞實(方便品)。諸佛所師所謂法

也。是故如來恭敬供養、以法常故、諸佛在常。(涅槃經如來性品、大正藏二二三八七)

と四文を引いて居るが、前の四句要法は是好良藥たる五字の出據を出し、寶塔品等の後の四文は法華眞實の依文を出

して、本門本尊の眞實を證した讃文である。故に上來の諸文は法譬の異はあるも全く同意である。若し弘安元年日頂

授與並に同三年日命授與のものには共に

左上 若惱亂者、頭破七分(陀羅尼品)

右上 有供養者、福過十號(文句記一〇二)

左下 讚者積<sub>二</sub>福於安明<sub>一</sub>

## 右下 謗者開罪於無間（依憑集二六〇四）

右の經疏の三文を記し又弘安二年日載授與のものには前掲中上部の經疏の二文のみを記して居るが是等の諸文は、本門の本尊信謗に依る罪福をしらしめたものである。

若し同年十月日德授與の御形木には佛部の上部に、上掲の陀羅尼品の文を右に、左には法師功德品の「安樂產福子、以聞香力故」の文を記して居るに依て、安産守護に授與した故か子安本尊と稱して居る。此の外建治元年經一丸に授與した、玄旨傳法本尊、同時代の本法寺本尊等は首題の兩側に今此三界の文を記した如きは、本佛の守護を明示したものであり、又文永元年小湊の聖母蘇生の本尊には藥王品の不老不死の文を記した等もあるが、別の讚文は大体に於て經疏に依て本尊の價値を示したものである。併し乍ら子安本尊以下のものと、前のものとは自ら文意に一般的と特殊との別を分つことが出来るが、場合に依て適當の文を記入したもので其の目的は同一である。讚文のなき多數の本尊とても、有無の別はあれ本尊の價値に別のある筈はないことはいふ迄もないのである。

更に一言すべきは奉獻本尊の讚文であるが、これには佛部の上に壽量偈の「我此土安穩、天人常充滿」を左右に書し、次に神力品の四句要法の文を左側に、涌出品の「諸佛自在神通之力、諸佛獅子奮迅之力、諸佛大勢威猛之力」の文並に壽量品の「如來秘密神通之力」の文を右側に、又第三重に藥王品の「諸餘怨敵皆悉摧滅」（左側）、陀羅尼品の「修行是經令得安穩」（右側）の文、第四重には安樂行品の「諸天晝夜常爲法故而衛護（之）大日本國」（左側）と右側には通の讚文として「如來滅後於闍浮提內、未曾有第一之大曼荼羅、本門壽量佛本尊也」と諸文を記して居るが、四句要法以外には、經王殿御返事に見ゆる守護本尊に涌出品の「獅子奮迅之力」（五九）の文がある様であるが、他の諸文は全く敵國降伏護衛日本を表徴した諸文であつて、通の「未曾有第一」壽量佛本尊」等も少しく異様である。此等の諸文

が此の本尊執筆の事情を物語つて居る様であるが、其の他に就ては前述の如くである。

## 八、曼荼羅に於ける花押

更に曼荼羅に於ける花押に就てあるが、これに就ては山川博士が既に「日蓮聖人の花押に就ての研究」(「日蓮聖人の研究」第二三三)に於て粗ぼ盡されて居る故に此に詳説しないが、今は古來よりの相傳の一斑と、上掲の曼荼羅に於ける花押に就て述べることにする。先づ古來の相傳としては玉澤流の御本尊相傳鈔の第十九の「御判形の事」の下に

是<sup>ハ</sup>文字<sup>ニ</sup>ト習也、其者判<sup>ノ</sup>初<sup>ハ</sup>愛染<sup>ノ</sup>梵字<sup>ヲ</sup>示字也、一義云<sup>ハ</sup>示字也。其<sup>ハ</sup>一字金輪<sup>ノ</sup>梵字也。此<sup>ハ</sup>星也、次<sup>ニ</sup>厥手<sup>ノ</sup>事是<sup>ノ</sup>字也、物<sup>ヲ</sup>養<sup>フ</sup>義也。去<sup>レ</sup>間日蓮遊<sup>シ</sup>サテ判<sup>ヲ</sup>遊<sup>シ</sup>留<sup>ム</sup>時<sup>ヘ</sup>ト遊<sup>ス</sup>是<sup>ハ</sup>日月等<sup>ヲ</sup>相並<sup>ハ</sup>玉意也、御判形廻大マワシ給事<sup>ハ</sup>ハ一閻浮提也。其上日月出デ玉フト云々。サテ愛染<sup>ノ</sup>示字<sup>ヲ</sup>書給事<sup>ハ</sup>ハ一大三千界<sup>ニ</sup>被<sup>ニ</sup>愛敬<sup>ニ</sup>意也。廣宣流布<sup>ノ</sup>意也云々。一義云此判内ニ在三國<sup>ニ</sup>習也。示字<sup>ハ</sup>ハ星也<sup>ハ</sup>唐敷。ハ字<sup>ヲ</sup>月也<sup>ハ</sup>天竺也。日蓮ノ日字<sup>ハ</sup>日本國也。是ハ三國ト習也。次ニ判ヲスルニ有<sup>ニ</sup>三通同法<sup>ニ</sup>可<sup>レ</sup>習、一義ニハウ<sup>ン</sup>字無<sup>ク</sup>ト義モ有<sup>レ</sup>之一<sup>ノ</sup>傳也。(二一八)

これに依れば花押は愛染の種子卍字と、一字金輪の種子勃嚙唵字との二説を挙げ卍字にあらずとの説を出して居るが勃嚙唵字に就ては梵字は星、ハは月、日蓮は日でこれ三の三光となし、花押の大廻しは一閻浮提を表したものと相傳して居る。若し朗門の相傳には矢張「判形之事」の下に

御判体者<sup>ハ</sup>示字也、是<sup>ハ</sup>本<sup>ニ</sup>体爲<sup>ニ</sup>莊嚴<sup>ニ</sup>、引廻總御判總代九山八海形取也。ボロン一字金輪<sup>ハ</sup>上九山八海等有、此上日月出光用施衆生利益也、去蓮師本地上行再誕一閻浮提、四洲九山八海上出生衆生利益事比類如<sup>シ</sup>是表給也。本化功能經

説三如日月光明、能除諸幽冥、斯人行世間、能滅衆生闇、教無量菩薩、畢竟住一乘云々。去日蓮書一字金輪種子、九山八海書成給、判居事九山八海者、須彌廻八海、近海八功德永有、是蓮華有自天日輪所座、仍日天蓮花乘九山八海上出、衆生闇滅給如、我一闇浮提生衆生迷闇照導師云意顯給。(二四五)

と述べて、是は一字金輪の種子と一定し、一字金輪王が世界を統一する如く、日蓮末法の導師として一闇浮提を利益する意を象徴したのである。故に

又重示云ボロン字金輪際敵降伏德具、去兵法ヤスミノムチトテ大事秘スル、手内ボク書敵ハ自ラク라마カス也。折伏心用レ之也。乃至當家全用ニ形法一非ニ信仰一、借レ名妙法流布所表迄ナリ。(二四六)

と述べて居るのである。此の外身延門流の日朝の「御判形事」には「口決云梵字也ハ字是也」(一三三)とボロン本説と定め

或義云孔子也、愛染種子用玉フハ世間愛敬義也云々。私云此義不審也、其形ケン孔子不見之、亦ボロン字相傳アリ、其時ウント呼様有之、其響用玉事誤言之歟。(一二五)

等と述べて兩義ある中一字金輪の種子を取り、又中山相承には「日蓮之蓮字御判孔子相傳口決」(二三六)と卍字を風火の義となし

口傳云日闇除是折伏義、何判風大塵拂、又是折伏義、南無妙法蓮華經智火出給、又是折伏門故也。(二三七)

と經文の如風於空中一切無障礙の折伏の意と表すとするも、中間に

日意云私云御判ン孔子不審也、御判形爾不見也。梵字不知案内人推量義歟。無覺束一相傳也。

と述べし如く、花押は一見卍字の如く見えるが、卍でないといふて居るのである。大体相傳の説としては卍と勃嚕嚧

と他の字との三意を出でぬ様である。

これに就て山川氏は御遺文の眞蹟三十種を出し、(一)より(三)までの内(四、一八、三)の三を除いては同一花押、又(四)より(三〇)までの中(四)以外を同一類とし(研究二二三五)次に曼荼羅に就て藻原、保田、玉澤二幅中前の三と後の一との相違を示し以上の中後の部を勃嚙字となし、他の分を<sup>び</sup>鑱字となし、鑱字は大日如來智法身の種子、勃嚙字は一字金輪佛頂王の種子と判じ、此二種を以て遺文曼荼羅に亙つて、一定時期を限つて使用せられたものとなし。その變更時期を『弘安元年四月より六月に至る間』(日蓮聖人の研究二二三九)と限り、凡そ次の五由に依ての判である。

(一) 身延遠沾亨師の本尊鑑の花押

(二) 一般花押使用の習慣

(三) 弘安五年九月「波木井殿御報」(三三)等に依る判形の意義

(四) 本尊形相上の變化との關係

(五) 御遺文系年と本尊花押との關係

くて最後に弘安以後の梵字變更に就ての宗學的考察に於て、先づ文永建治の鑱字に就て

(一) 不動明王の種子、上行菩薩の火大の徳より生ずる大智の光明に依り、無明煩惱を燒盡する意となし

(二) 法華諸本尊の種子、法華本門の智慧を以て爾前述門を成敗するの意を表す

(三) 一切佛頂眞言種子、法華の實相の境智である

(四) 水大法界化の象徴で佛の如實智を表す

等の諸義を出し。次に勃嚙字の意義に就ては、一字金輪の種子でこれ大日は釋迦と一体と台密の解をなし、更にこ

れを釋迦の所變身となし、一字金輪は釋迦佛頂の功德を人格化し、その轉法輪の功德が金輪聖王の威徳を以て四天下を照被統一する意味の象徴化と解して居る。且つこれを弘安以後の曼荼羅の上に見る時は、ホレン字は本門戒壇の本誓の表象で、若し本門戒壇を造立するとすれば、十方三世の諸佛、善徳佛等といふ如き、多數の佛は造立し得られぬから是等の釋迦多寶の二佛に止め、事實上に建立せらるべき本門戒壇を後世のため楮上に染められたのが弘安以後の曼荼羅である、故に弘安以後の御本尊の座配、並に御花押が弘安以後に顯釋せられたる、本門戒体鈔ならびに三大秘法鈔の内容とまさに吻合するのである(研究二三頁、チ)といふのである。

今最後に上掲諸本尊の花押に就てこれを見れば、身延本尊鑑のものは摸寫であるから、判然しない点がある故に、稻田師の寫眞鑑並に現存の御眞蹟に就て之を見るに、御眞蹟中建治三年二月十五日の靜岡本興寺本尊は鑲字であり、又弘安元年八月の清水海長寺の本尊は勃嚙字で確に別である。又寫眞鑑に就て見るに弘安元年四月廿一日の京都本法寺日專授與と、次の同年七月五日の京都頂妙寺の日門授與とは確に別であつて、前後は各一致するのである。故に本尊の上に於ては正しく弘安元年四月廿一日より、七月五日までの間に變更して居り、隨つて山川氏の四月より六月までの説と一致するものである。これを山川氏は弘安元年四月檀越某御返事の花押(中山眞蹟)と、同年六月の治病鈔の花押(同上)の間に於ける變更を見たのである。而してこれに就て山川氏は本門戒壇建立の準備と解して居るが、これに就ては未だ三澤鈔の如き判然と分別せる文もない故に、三秘鈔を眞蹟としての推論はしか見られやうが、果して如何なる深意が存したのか、今は但だ花押の變更は認めるが、その御聖意の如きは後日の研究に譲ることにする。又梵字は山川氏の如く鑲と勃嚙とするのが親しいやうであるが、その所表と共に後日の研究を期したい。

上來述べ來つた形相上の最も注意すべき異点は、大体弘安前後に於ける



- (一) 佛部に善徳十方の有無
- (二) 讚文中二十三十の相違
- (三) 花押の相違
- (四) 四大天王の確立

等の点であるが、是等の相違点中就中(一)(二)に依て古來本懷顯未顯、再治未再治、隨自隨他の説となしたのであるがこれに就ては既に詳説した如く勿論是の標語は適當の語でないが、併し是等の語に依て示される形相上の相違は事實である。若し本尊の法体の上に於ては、全く山川氏のいへる如く「甚だ不當」の語であらうが、又單なる八品所顯でなく、統一戒壇の模範として壽量佛に諸佛を統一されたる、本門本尊の内容の顯示で富士派の戒壇本尊の意(二二四七)といふが、形相上の相違以外に就ては今の所論ではない。

## 九、圖顯曼荼羅の意義

上來曼荼羅形相の總別に就て述べた故に、最後にその意義に就て考察を進めて見やう。曼荼羅の全体の相貌に就ては、古來の朗門相承に依れば

是三國一体意、扱梵漢字可然、假名字云二明王点い字書成也。又華字中和字る字用、但如是和字書分初心也。文字長引顯皆假字形取、佛滅度後云度云訓假名云々。又佛滅度後二千二百三十年之間一闍浮提之内、未曾有之大曼荼羅書如レ文、中字書遊是假名云々。(二二七)

と述べ、又日經記の日意の口傳にも矢張同一義(二二三)を以て、三國相應大曼荼羅と稱して居るが、此等は全く皮相

の論である。何れにしても曼茶羅は眞言のそれが起源であり、その四種の中佛菩薩を相貌を以て顯はしたる繪曼茶羅が中心であつて、この外種子を以て佛菩薩を顯した法曼茶羅があるが、我が梵字を以て顯はした二明王は全くこれである。又中尊の首題の字形の如きも多少此の意を加味し、且つ繪畫と文字との兩様を加味したものとも見られる。その他の佛菩薩等は繪像を漢字を以て顯はしたとすれば、一種の漢譯法曼茶羅である。若しその思想的展開の經路に就ては、不空の儀軌を出發点として台密を経て、法華本門中心に完成したのが我が曼茶羅である。而して此の曼茶羅が眞言と同じ經路を取つて發達したものは、威儀形色經の系統に屬すべきは我が繪曼茶羅であらう。

此處に問題となるのは我が曼茶羅は字曼茶羅と繪曼茶羅と木像と孰れを正意とすべきかのことである。若し山川氏の戒壇實現への規範といふ意が、繪像又は木像及造立を意味するとすれば、今の大曼茶羅は一種の設計圖の様なものである。併し乍ら大曼茶羅は設計圖とは見られない。これに就て先づ古來の相傳を見るに、興門の尊師實錄には「久成釋尊造立有無之事」と題して

日興聖人仰云、末法濁亂也、三類強敵有之、然者木像等色相莊嚴佛崇拜有憚、香華燈明供養不可<sub>レ</sub>叶、廣宣流布時分<sub>マ</sub>大曼曼茶可<sub>レ</sub>奉安置云々(資料二二三、宗全興門集<sub>四一九</sub>)

とあるに依れば、曼茶羅を以て設計圖とは述べて居ないが、若し廣布の時色相莊嚴の佛像を造立すべきものとすれば、究竟の曼茶羅ではないのである。

若し造像に就ては御在世には下總の眞間と越後の善淨比丘尼の造像があり、又身延の佛像に就ては聖人滅後種々の異議が唱へられ、永仁年代に下山の地頭左衛門四郎光長が新堂を建立し、一体の釋尊を安置し開眼に日向を乞ふたが時に法資日澄は一佛供養は宗義惑亂なりとの非議を唱へ、師弟の縁を絶つて富士興師の下に走り、後重須の學頭とな

つたとあるが、斯く御在世より造像の事實があり、且つ順師の心底鈔に

久成之定慧廣宣流布、本門戒壇其豈不立哉、安置佛像一如本尊圖。(宗全興門集三四六)

とあるに依れば全く文字曼荼羅は設計書の如く見られるのである。併し乍ら同師は推邪立正鈔には

法華者諸經中第一、富士者諸山中第一也。故日興聖人獨トニ彼山ニ居、對ニ治爾前迹門謗法、欲ニ建ニ法華本門戒壇、  
奉ニ安置本門之大曼荼羅、當ニ唱ニ南無妙法蓮華經。(同上三五五)

とあるに依れば文字曼荼羅の意と見るべきである。これ輝師が唱題觀に「本尊者曼荼羅與ニ木像ニ唯是紙木異」といふ意と解すべきである。然るに日親の傳燈鈔には什門の心光坊日正との問答を出して

或時日親問て云、貴邊御門家に木像を不レ被ニ安置ニ意趣何事ぞや。心光坊答云、大難の尅み本尊をば卷て頸にも可レ懸。木像等立並ではあつかひ不レ可レ輒問、不レ可ニ安置ニ日什遺誠也、故不レ安レ之。(宗學全書、史傳舊記五五)

と什門にては末法の澆季の世相に約して、木像より文字曼荼羅を正意と主張して居る、然るに之に對して親師は宗祖の隨身佛、並に中山の二具十体、眞間佛、四條氏の造像等を以て木像安置を主張し、若し法難の折は經典も亦安ずべからざる意を以てして居るのである。

斯の如く紙木の本尊には種々の義論があつたのであるが、聖滅當時の記録としては常修院本尊聖教事には

一、釋迦立像並四菩薩入御 (宗全上聖部一八三)

とあり、又祐師の本尊聖教錄にも右の外に

釋迦佛立像並四菩薩大聖入御供  
養厨子御入 (前の常修錄と合せて二具十体なり)

打物題目釋迦多寶二尊像 (同上一七〇)

とあり、又同師の善根記には

一、建武二年、本妙寺釋迦多寶造立事。

二、應安元年六月晦日、法華寺釋迦佛四菩薩六浦奉<sub>レ</sub>造立之。

三、二部、本妙寺釋迦多寶御身奉<sub>レ</sub>納

四、身延山釋迦多寶御身妙法造立兩品奉<sub>レ</sub>書寫<sub>レ</sub>納之

五、法華經寺釋迦佛四菩薩御身同<sub>レ</sub>之

六、上總國藻原堂釋迦多寶二尊供養

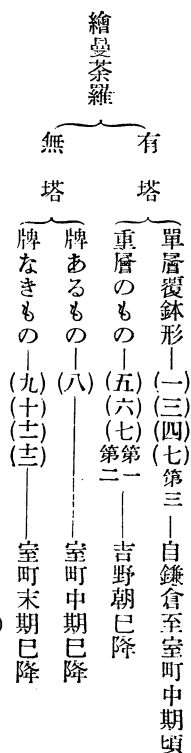
七、法華寺釋迦佛並四菩薩供養同四年乙酉九月二日

八、古河妙光寺法華堂並釋迦多寶二尊供養康永二年癸未二月十三日(同上四四五)

等とあるは聖滅約二十余年當時の兩毛地方の状態である。之に依ても全國に造像の相等あつたことは知られる。

若し繪曼茶羅に就ては、中山玉澤を始めとして、影山氏は「日蓮宗の繪曼茶羅に就て」(崎報八六)の題下に、大体

鎌倉時代より室町末期に至る現存十二点に就て、左の如く述べて居る、



尙ほ右は聖滅二百七八十年頃までのもので、是等の中玉澤(二)のは鬼母が中尊に向つて背面である外、概ね夫婦又は兩

三人の信者が、祖師に向つて聽聞してゐる圖である。次で立像の釋尊一体が造立せられ現に諸寺の位牌堂等にあるもの、更に徳川期に至つて現在の如き二尊四士が造立せられたのに見れば、紙木本尊の上に優劣を立つべきではないが廣布の時に造立すべき一設計圖と見る意味も解せられる。

併し乍ら末法濁世に在ては、大衆佛教としては勸請の難易が必須條件である。されば文字曼荼羅は末法時機相應の曼荼羅といはねばならぬ。若し好世に約しました藝術的立脚よりすれば、勿論繪木の曼荼羅の勝れたるはいふ迄もない故に衆生の意樂に對すれば紙木孰れも不可はないが、末法通機の本門本尊は我が十界字曼荼羅を取るべきであらう。その形相に廣略要の別がある即ち佐後始顯は廣、弘安以後は略、一遍首題は要であり、且つ要の首題は一大圓佛の總体を表し、略廣は一大圓佛の内容たる佛界緣起の諸尊の輪圓具足の相貌と解すべきである。一昭和一一、二〇、三一—